

令和2年2月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	佐藤雅裕
委員会開催日	令和2年3月5日(木)、10日(火)、12日(木) 13日(金)、19日(木)
所属委員	[副委員長]佐藤義憲 [委員] 山口信雄 三瓶正栄 佐久間俊男 矢吹貢一 宮本しづえ 勅使河原正之 長尾トモ子 亀岡義尚



佐藤雅裕委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・5件

※[知事提出議案はこちら](#)

(3月 5日 (木) 生活環境部)

宮本しづえ委員

生8ページ、「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業は実証事業のことだと思うが、約400万円の減額となっているものの累計額が約1億円となっており、実証事業を昨年中にやめた割には金額が多いと思うためその理由について聞く。

生活交通課長

福島イノベーション・コースト構想については、政調会のときにバスの運行関係について質問があり、バスは昨年3～11月まで運行したと説明した。これには繰越予算なども使ったが当初の予定どおりであり、バス会社に11月までしっかり運行してもらった。政調会では、今後のことについての質問だったため、来年度はこの実証運行の形態を取らないと説明した。

今回の約400万円の減額は、バス会社が運行する中で、台風での運行取りやめや、請差があったため整理したものである。

宮本しづえ委員

11月に取りやめたため減額になると理解していた。金額に整合性がないと思って質問したが、今年度は事業計画どおり実施しており、来年度に見直すことは了解した。

次に、除染推進費について聞く。これは市町村が仮置場から搬出するための経費だと思うが、約517億円減額し、累計額が約1,080億円となっているので、事業の約3分の1はできなかったことになる。どうしてこれほど多額の補正になってしまうのか。仮置場からの搬出であれば計画どおりに事業が進められるのではないか。仮置場が決まらないという状況ではなく、決まったところに除去土壌を運ぶだけの事業だと思うが、これだけの差が出る理由を説明願う。

除染対策課長

除去土壌の搬出が令和元年度予算の主なところであるが、その後の原状回復、県有施設からの除去土壌搬出なども含め

て約517億円の減額になっている。

除去土壌の搬出が計画どおりに進めばそれほど大きな減額にならないのではないかとのことであるが、除染は屋外での作業になり、気象条件などにより進捗が大きく左右される。今般の台風第19号で大きな被害があり、事業が後ろ倒しになった。

また、市町村としては様々な事象があっても作業が中断しないよう不足のないよう十分な予算を当初予算で確保している。国でも令和3年度末までに中間貯蔵施設への搬出を掲げているため、除染関連事業が遅れることがないように十分な予算を確保している。

そういった中で、予定していた資材、あるいは作業自体が不要になったり、入札による請差などにより事業費が変更となり、最終的にここまでの減額になっている。

宮本しづえ委員

2021年度までに中間貯蔵施設への搬入を終えるとの計画に遅れが出ることはないか。

除染対策課長

ここで計上している予算は主に端末輸送である。各市町村で確保している仮置場から積込み場に運ぶ費用が中心になり、国では積込み場から中間貯蔵施設に運ぶ流れになっている。市町村の端末輸送については国の輸送に遅れないように計画的に進めている。また、今般の台風第19号による遅れ等についても国とすり合わせしながらしっかり進めることで中間貯蔵施設への輸送については計画どおりに進められるものと考えている。

佐藤義憲副委員長

生14ページ、野生生物管理費の鳥獣被害対策強化事業が839万5,000円減額になっているが、野生鳥獣被害がある中で減額になった理由について聞く。

また、生3ページ、県民生活対策費のチャレンジふくしま消費者風評対策事業の1,133万3,000円の減額理由について聞く。

自然保護課長

生14ページ、野生生物管理費の鳥獣被害対策強化事業には、イノシシ、ツキノワグマ等に対する対策が含まれている。その中で熊の総合対策事業を進めており、モデル地区における環境管理、あるいは地域ごとに対策を考えて対応している。そういった対策の中に河川の刈り払いがあるが、モデル地区で河川の刈り払いに対応するところが少なかったため大きく減額になっている。

さらに、誘引木の伐採、モニタリング調査による請差等を積み上げて839万5,000円の減額になっている。

消費生活課長

チャレンジふくしま消費者風評対策事業は、県と市町村が風評対策のために消費者向けにモニターツアーを実施したり、首都圏で物産展を開催する経費等を計上している。

当初予算の約1億5,000万円のうち約1億円程度を24市町村に補助する予定であったが、台風第19号の影響によりイベント等が中止になったため、このうち約890万円の減額になった。

佐藤義憲副委員長

チャレンジふくしま消費者風評対策事業の減額については台風の影響とのことなので理解できる。

熊の被害対策については、どうしてモデル地区で実施しないのか。想定した計画どおりにいかなかったのは、熊がいなかったのか、それとも実施しようとしたが被害がなかったので取りやめたのか、どのような理由で実施しなかったのか。

自然保護課長

モデル地区では刈り払いや支障木の伐採などその場所に応じて対策していくため、当初予算の際にはある程度余裕を持って計上している。

また、刈り払い予定地が河川整備の予定地と重なっており、土木部の予算で刈り払いを行ったところがあるため減額と

なった。

佐藤義憲副委員長

土木部の河川整備と重なっていたとの説明があったので分かった。

なお、これは来年度予算でもしっかり実施願う。

(3月 5日 (木) 企画調整部)

宮本しづえ委員

チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業の減額は、見込みより補助件数が伸びなかったためだと思うが、今年度の実績はどうか。

エネルギー課長

今年度の住宅用太陽光発電の実績は、2月末現在で2,695件となっている。

宮本しづえ委員

去年11月から蓄電設備も補助対象になったが、この設備についてはどうか。

エネルギー課長

蓄電池の補助については、今年度11月から開始し、現在約450件の申込みがある。

宮本しづえ委員

合わせても年度末で3,500件になるかどうかである。

たしか総合計画の年度目標だと年間6,000件だったと思うが、約半分になっている。この小規模な再エネをどうやって普及して地域共有の財産として生かしていくのか。その取組が不十分と言わざるを得ないため、ぜひ積極的にPR願う。

次に、水素については1億2,700万円減額になっている。これは恐らく見込んでいた水素ステーションができなかったためと思うが、この減額の理由について説明願う。

エネルギー課長

今回の減額補正の大きな要因としては、昨年3月に水素ステーションがいわき市にできたため、その次を目指して予算を計上していた。例えば郡山市、福島市などの都市部では相対的に需要が期待できるため、そういった市町村、あるいは候補となるような事業者と調整を進めてきた。ただ水素はまだ普及に時間がかかる段階のエネルギーであるため、インシヤルコストに対する補助はあるもののランニングコストなどの面で1年間では実現できなかった。結果として委員指摘のとおりあるが、福島市、郡山市には官民の水素の協議会ができているため、今年度の協議をベースにしながら実現に向けて来年度以降もしっかり取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

水素の需要が伸びなければ水素ステーションを造っても仕方がないと思うが、県内に水素自動車は何台あるのか。

エネルギー課長

県で水素燃料電池車の補助も実施しており、現在約60台となっている。今年度の水素燃料電池の補助は25台を見込んでいたが、実績としては21台の予定でおおむね当初の計画は達成している。

宮本しづえ委員

県内で60台とのことである。水素ステーションを造ってもこの台数では採算が取れるとは到底思えないため、この事業についてはもう少し慎重に検討したほうがよいと思う。

次に、企画14ページの災害救助法による救助が約3億1,300万円の減額についてある。これは県外の避難者に対する家賃の負担だったと思うが、今年度末の避難者数、仮設借り上げ住宅に住んでいる避難者数を聞く。

生活拠点課長

災害救助費の減額については、委員指摘のとおり県外の借り上げ住宅の費用が大きく占めており、県外の戸数が150戸ほど減少しているためそれを反映している。

今年度末の供用者数については、現在退去が進んでいる状況であり、昨年10月1日の数字ならあるが、3月末の数字は今まさに意向確認中のためない。

佐藤義憲副委員長

企画7ページ、定住・二地域居住推進費の2ふくしま移住支援金給付事業約5,800万円の減額については、一定の条件を満たす移住者に対する助成金とのことであったが、その条件は厳しいのか。

地域振興課長

ふくしま移住支援金給付事業は、今年度から内閣府で事業制度として設けられた事業であり、当初予算にはある程度の見込み件数を計上していた。

今年度からのスタートとなり、事業スキームとして就業の場合であれば、商工労働部が所管しているマッチングサイトに登録し、3か月の勤務実績の後に申請できることになっている。

今回はこういった時間軸的なところでなかなか件数が上がらなかった。また、国全体としても居住要件のところでは件数がなかなか上がらず、分かりづらい部分があったため、年度中途にその要件を改正した。

県としてはその辺りを踏まえながらさらに周知を図っていききたい。

(3月 9日 (月) 生活環境部)

勅使河原正之委員

生15ページの鳥獣被害対策強化事業、避難地域鳥獣被害対策事業について聞く。イノシシによる被害はどこに行っても聞く。一生懸命対策をしているのだろうが、対策が追いつかないのかイノシシが増えているとの指摘もある。イノシシによる被害を減少させなければ安心して暮らしていけない、農業ができないとの話も出ている。

そこで、適正管理の頭数を超える実態をどう捉えているのか。そして、その対策をどうするのか。これまでの事業をどのように検証して来年度の事業につなげていくのか。

次に、避難地域鳥獣被害対策事業についてである。帰還困難区域でも少しずつ避難指示が解除されてきているが、帰ろうと思ってもイノシシが住宅に侵入していたり、住宅の周りを掘り起こすなどの被害が出ていることが帰還する際の阻害要因になっている。先ほど河川の刈り払いについて説明があったが、それだけでは十分な対策とは言えない。

そこで、現状をどう把握して鳥獣被害対策に取り組んでいくのか。

自然保護課長

イノシシの頭数はイノシシ管理計画第3期の目標は「イノシシの個体数を抑制しつつ、人の生活圏からのすみ分けを図る」としており、平成30年度の推定生息数を5万4,000～6万2,000頭としている。

鳥獣被害対策強化事業は、捕獲、生息環境管理、被害防除の3つの対策を組み合わせで行っている。捕獲は、狩猟、有害捕獲、直接捕獲の大きく3つに分かれている。来年度についてはこの直接捕獲の強化を図っていく。

次に、避難地域鳥獣被害対策事業についてであるが、避難地域については各市町村が計画を立てて鳥獣対策に取り組んでおり、県としては鳥獣被害対策支援員を2名配置して市町村が対策を行う際の技術的な支援等を行っている。また、現状の把握に努めるとともに避難12市町村でも直接捕獲を行っている。さらに、生息環境管理として河川の刈り払い等を強化するため新たに予算を計上している。

先ほど説明した3つの対策は当部だけでなく農林水産部とも協力しながら行っている。農地への柵の設置等は農林水産部が行っているため、引き続き協力しながら対応していきたい。

なお、来年度から先ほど説明した鳥獣被害対策支援員についても2名から増やして対策を強化していく。

勅使河原正之委員

いろいろ説明があったが、直接捕獲の目標頭数を幾らに設定しているのか。平成30年度で推定生息数を5万4,000～6万2,000頭としているとのことだが、おりなどで捕獲すると熊やイノシシの子供は捕まるが、親はなかなか捕まらず、減どころか増えているとの指摘がある。

こういった実態をどう捉えているのか。適正管理頭数に近づけるために直接捕獲の目標頭数を幾らにしているのか。

自然保護課長

捕獲については第3期計画で2万5,000頭を目標にしつつも最大限の捕獲に取り組むとしている。先ほど説明したように捕獲には、狩猟捕獲、有害捕獲、直接捕獲の3種類ある。そのうち直接捕獲は県が猟友会に委託して行っているが、目標頭数を今年度の1万頭から来年度は1万3,000頭に増やして強化を図っていききたい。

勅使河原正之委員

この予算審議で目標頭数を確認するため聞く。2万5,000頭と1万3,000頭との話があったが、2万5,000頭ではまだまだ足りない。繁殖能力が上がっているとの指摘もあるため3万頭以上を直接捕獲しないといけない。一所懸命捕獲しているのに増えているとの現場の声を踏まえて新年度どう対応していくのか、目標をもう少し上げるべきではないのか。

自然保護課長

実態とのことであるが、今年度については昨年度よりも若干上回る形で捕獲は推移している。今年度の狩猟は例年ベースでいくと7,000頭、有害捕獲は1万1,000頭、直接捕獲は1万3,000頭で合計すると3万1,000頭になるがこれは一つの目安である。

あくまでも計画は2万5,000頭を基本としつつも最大限の捕獲に取り組んでいくので、それ以上を目指して取り組んでいきたい。

勅使河原正之委員

これで最後にするが、もう少し市町村の現場の声、実態を把握願う。市町村でも頻繁に被害が起きている地域があるためそういった実態を踏まえ、現場の各市町村と農林水産部と連携しながらどう対応したらよいのか検討願う。地域に行くと「本当にどうしてくれるのか」との話が聞こえてくる。そういった実態を踏まえて県としても市町村をしっかり支援してもらいたい。これは要望である。

宮本しづえ委員

今の説明によると計画では年間3万1,000頭の捕獲になるとのことだが、管理計画が終了する年度のイノシシの生息数は何頭になるのか。以前、確認したところ約7,000頭ぐらしか減らなかったと思う。委員会でも何回か質問しているが、実際に何頭になるか具体的な数字は示されなかった。7,000頭減らすとしているが、それすらできるのかと思うくらいである。また、地域にとってみれば7,000頭では減らないのと同じでなぜ抜本的な対策がとれないのかとのいら立ちがある。それに対して県がこのような計画にとどまっている一番の理由はどこにあるのか。

今の捕獲の体制上、これ以上は無理ということか、それで何とかなると思ってこういった計画になっているのか。これはどちらなのか。

直接捕獲は猟友会に委託しているとのことだが、県の環境白書によれば狩猟者の登録件数が平成20年度は5,200件ぐらいあったが、30年度は4,018件になっている。10年間で約1,000人減っている数字を見たときにイノシシが減る計画がつかれないのかと思ったが、こういった理由でこのような計画になっているのか。

自然保護課長

イノシシの生息域にはこれまで大きな変動要因があった。例えば、会津の多雪地帯では雪が少なくなり生息域が拡大した。また、原子力事故の避難地域から人がいなくなったことによりイノシシのすみかとなってしまったことが大きい。そういった様々な影響があってイノシシの生息環境が大きく変化してきている。

推定生息数の推定値については、最新の数値を用いているが、計画策定時点と計画終了時点の自然増加率は変わってく

る傾向にある。環境省が出している自然増加率が数値が上がる傾向にあるため推定生息数を計算すると大きく変動することから個体数を抑制する一つの目安として捕獲頭数を2万5,000頭としている。ただ、それだけでは大きく生息数が減らないため、猟友会に依頼している直接捕獲を強化していく。

宮本しづえ委員

先ほどの説明では年間約3万1,000頭を捕獲する計画になると思うが、第3期管理計画の最終年度の生息数はどのくらいと見込んでいるのか。

生活環境部長

第2期管理計画の当初の推定生息数は4万7,000～4万9,000頭で幅が約2,000頭あった。第2期管理計画の4年目の見直しの際に改めて推計したところ、第3期管理計画における推定生息数は5万4,000～6万2,000頭と以前より幅が大きくなった。これは推定生息数に自然増加率を掛けていくとだんだんとその差が開いていくためである。

先ほど宮本委員から5年間で2万5,000頭ずつ捕獲しても7,000頭しか減らないとの話があったが、機械的に積算した場合、推定生息数の多いほうの6万2,000頭で年間2万5,000頭ずつ捕獲したとすると5年後には約5万5,000頭になる。一方の推定生息数の少ないほうの5万4,000頭で年間2万5,000頭ずつ捕獲したとすると5年後には約1万3,000頭になり、6万2,000頭で試算したときと比べ開きがある。これは、同じ自然増加率で2万5,000頭ずつ捕獲したと試算しても元の数値が幾らかによって5年後の数値はかなり開きが出てくる。そこが非常に推計しにくいところである。一定の自然増加率での試算でもこのような開きがあるのに、まして自然増加率は毎年変動する数値であるため第3期管理計画の最終年度の確定的な姿を述べにくいところがある。

第2期管理計画では安定生息数を示してきたが、第3期管理計画をつくるに当たっては改めて推計した上でどのような取扱いをするのがよいのか検討した結果、今述べたような形で対応するのが一番よいとのことで第3期計画をまとめたところである。

宮本しづえ委員

そもそも大幅に減らすためにどのような計画をつくる必要があるのか、新年度でどれくらい減らす必要があるのかを考えて計画や予算を立てないと現場の思いには応えられない。現場の思いに応えるためには捕獲数を増やしていくしかないが、どのような対策をすれば捕獲数を増やすことができるのか。新たな事業を考えていないのか。

1頭当たりの捕獲の補助金は増えないと思うが、どのように捕獲のモチベーションを上げていくのか。猟友会もイノシシの捕獲に貢献したいとの思いはあると思うが、補助金も含めてどのように応えていくのか。県としての施策が求められている。

大玉村のように1頭当たり3万円を超す補助金を出しているところもあるが市町村によってまちまちである。補助金を増やしていくしか方法はないのではないと思うが、そういった思い切った施策をなぜ考えられないのか。部長の考えを聞く。

生活環境部長

捕獲をさらに加速するための方策であるが、昨年度、第3期管理計画をつくり、年間2万5,000頭を目標に最大限に捕獲すると定めた。第3期管理計画の初年度である昨年度の捕獲実績は、2万9,727頭で過去最高の数字となった。来年度もそれを踏まえて取り組んでいく決意である。

当部としては、直接捕獲により猟友会に年間1万頭の捕獲を委託していたが、来年度は1万3,000頭に増やしてインセンティブとは別に捕獲する頭数を増やしていく。

それ以外に有害捕獲、狩猟捕獲があるが、有害捕獲は有害鳥獣として農林水産部が捕獲しており、狩猟捕獲は狩猟者が捕獲するものであり、我々が数をコントロールするのは難しい。来年度はこの3つの捕獲で合計3万1,000頭程度何とか捕獲したいと考えている。

委員からは補助金の単価を増やすとか、インセンティブを与えてとのことであったが、我々が捕獲頭数をコントロール

できるのは猟友会に委託している直接捕獲であるため、捕獲頭数を引き上げたい。また、捕獲も重要であるが、第3期管理計画の目標には生息数を抑制していくことに加え、すみ分けを図るとしているため河川敷の刈り払いなどそういった生息環境管理も含めて力を入れていく。

宮本しづえ委員

なかなか厳しい現状があると思うが、新年度で3万1,000頭程度の伸びでは頭数を抑えるのは難しいとの印象が拭えない。本格的に捕獲頭数を増やすために様々な対策を考えるべきだと思うので、引き続き対策を強めてもらいたい。

次に、地域の公共交通について聞く。

市町村に対して県が一定額でタクシーの利用を補助する実証事業の実績は6自治体とのことだったが、新年度は幾つの自治体で計画しているのか。

生活交通課長

生6ページ、ふくしま地域公共交通強化支援事業に約4,600万円の予算を計上している。委員指摘のタクシーを利活用する実証事業については来年度で3年目となり、6件の申請を見込んでいる。ただ各市町村の予算規模も違うため予算の範囲で採択していくことから、件数についてはあくまで予算の算定上の見込みとして6件としている。実際には募集の状況に応じて採択し、実証事業を支援していきたい。

宮本しづえ委員

今年度も6自治体で予算額が3,000万円だったと思うが、新年度はこれを全額充てると考えてよいか。

生活交通課長

予算4,600万円のうちタクシー関係では3,000万円を見込んでいる。また、新しく小型モビリティと呼ばれる1人乗りあるいは2人乗りの車両を使った実証事業に取り組みたいと考えており、これと合わせると3,500万円になる。

また、県内には4つの地域鉄道があり、施設の老朽化や経営状況が厳しいため地域鉄道関係の予算として1,000万円計上している。おおよその内訳としてはタクシーと小型モビリティで3,500万円、地域鉄道関係に1,000万円となる。

宮本しづえ委員

デマンド型タクシーの事業も伸びていると思うが、使い勝手が悪いところがある。県民からはタクシーの補助を強く望む声があるため拡大すべきではないか。

今まで1自治体に750万円の補助を予定していたものを自治体数が増えたからといって500万円に減らすのはひどいのではないか。自治体では750万円の補助を見込んで事業計画を作成しているため、そういったことであればこの事業の予算を増やし、もっと積極的に自治体に取り組めるような支援をするべきではないのか。それとも申請する自治体が少ないのか。

生活交通課長

今年度で2年目になり、1、2年目の共通する傾向として市町村が事業計画を立てるが、始めてみるとなかなか利用実績が伸びない。課題として住民に知ってもらうまでの時間が必要であったり、手続をいかに簡単にするかなどの課題は共通している。昨年度も今年度も利用実績が計画よりも少なかったため予算を全て使い切れていない。

委員指摘の1自治体当たり750万円というのは当初予算の見込みであり、今年度は500万円を上限に6件と件数が増えたが、なかなか事業が伸びない状況にあるので、その辺りもしっかり見極めて交付決定していきたい。一つ一つ状況が違うため、一概に言えないが、そのような形で事業を進めていきたい。

宮本しづえ委員

県が枠組みを設定して条件をつけているのではなく、市町村が自由に制度設計できることになっており、市町村の制度とニーズのミスマッチによりうまくいっていないと思うので、県に市町村の制度設計を支援してもらいたい。

説明にあったように昨年度、今年度と事業が伸びないとの話がある。でも、末端ではそういった制度が欲しいとの話を多く聞くため、非常にもったいないと思う。ミスマッチはどこで起きているのか。そこを早く改善するため市町村と協議

しながら制度設計の仕方も支援してもらいたい。これは要望である。

次に、生2ページ、自家消費野菜等放射能検査事業について聞く。

検査件数はどのように推移しているのか。また、来年度はどのくらいの検査件数を見込んでいるのか。

消費生活課長

現在、県内の市町村に検査場を設けて実施しており、今年度の当初で約320台の検査機器を置いて検査している。検査件数は昨年度が約4万6,000件、今年1月末現在で約2万7,900件である。

原発事故からずっと検査を続けてきているが、検査件数は減少傾向にある。検査場の統合や検査員の数を見直すなどの方法は考えられるが、身近なところで安心を得るためには検査が必要との声があるので基本的には現在の体制を続けていく。

宮本しづえ委員

市町村では少しずつ縮小方向にあることは承知しているが、まだまだ不安はあるため、継続のためにぜひしっかり取り組むよう願う。

次に、生3ページ、環境創造センター関連の事業費について聞く。

環境創造センター関連の今年度の事業費は当初予算が10億円だったが、補正で1億円減額して9億円になったと思う。来年度も10億円を計上しているが、今年度と来年度で事業の変更はあるのか。

環境共生課長

環境創造センターの運営費の昨年度と今年度の変化について、2月補正で減額したのは一般競争入札で大型の精密機器を購入する際の請差がほとんどである。当初ベースでは中長期取組方針の改定に係る調査業務が増加した。また、放射線を測る機器を校正するための機械を2年に1度校正する費用が増額の要因となっている。

宮本しづえ委員

新年度はこの金額が必要になり、請差などの変更はあまりないとの理解でよいか。

また、環境創造センター関連で国が用意している基金があるが、新年度に10億円を支出したときに年度末の残高は幾らになるか。

環境共生課長

来年度についても今年度同様に重要物品等の要望をしているため請差が生じる可能性はある。

環境創造センターの運営費については重複する機器の購入を控えたり、3機関で連携して研究しているためそういった部分のすみ分けなどを行いながら適正な予算の執行に心がけ、請差をなるべく出して後につなげていきたい。

また、基金の残額については平成30年度末で55億5,000万円である。今年度は決算がまだであるため、推計では大体47億円の残額になる。そこから令和2年度の10億円を引き残額は37、38億円程度になると考えている。

宮本しづえ委員

この基金が毎年10億円ぐらいずつ減っていくとすれば4年間しかもたないため、引き続き運営費の財源確保にしっかり取り組んでもらいたい。そうしないと大変な負担が生じてくると思うため、運営に係る経費の削減も含めて検討願う。

また、債務負担行為の議案も出ているが、債務負担行為をすることによってどのような経費の削減効果があるのか。

環境共生課長

来年度から環境創造センター交流棟の運営事業を債務負担行為によって2年間委託する計画である。交流棟については原発事故からの復興の在り方、環境回復など特殊な内容になっており、全国にも例のない展示である。このためノウハウの蓄積が必要になることから1つの事業者が長期にわたって管理するよう債務負担行為を提出した。事業者が継続することでノウハウが蓄積できるため経費的には若干の削減効果があると見込んでいる。

宮本しづえ委員

環境創造センターでは除染や農業関係などの様々な研究をしているが、実際の事業にどのように生かされているのか分

かりにくい。

そこで、研究成果が生かされたものがあれば説明願う。

環境共生課長

モニタリングに基づく放射性セシウムの動態調査、野生生物における放射線核種の動態調査、放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の検討などを行っている。

その中で県民にとっての安心・安全の安心に重きを置いている。例えば、水環境がどうなっているのか、廃棄物への影響はどうなっているのか、放射性物質を処理するにはどういった処理が適正なのかなど県民の安心の確保に研究の成果を反映している。

また、少し前にはGPSの歩行サーベイによる放射線量マッピングなどを使って県民に現在の状況を把握してもらい施策に反映させている。

宮本しづえ委員

事業費がかなり大きいので、研究成果が事業に反映していることを何らかの形で県民に知らせたらよいと思う。予算が適正に使われていて有効に生きていることをアピールすることも必要ではないかと感じるため検討願う。

生活環境部の予算で一番大きい事業が除染に関わる事業である。原状回復の事業も含まれているとのことだが、大部分は市町村の現場保管から仮置場まで搬出する経費である。

来年度の予算も約1,000億円なので金額から見れば今年度の事業とほぼ同じくらいである。来年度、国が仮置場から中間貯蔵施設まで搬出する量は400万 m^3 だったと思うが、市町村が現場保管から仮置場あるいは積込み場まで搬出する量はどのくらい見込んでいるのか。

除染対策課長

現場保管後、市町村の作業としては仮置場から積込み場に運ぶ作業になる。国が積込み場から中間貯蔵施設に搬出するため、それに間に合うように前もって端末輸送を進めている。具体的な数字については手元に資料がないので分からないが、次年度も今年度と同レベルで輸送する予定である。

既に積込み場にどんどん搬入されているところもあれば、国が積込み場から搬出してなくなったところに市町村が搬入しているところもある。結果として計画に間に合うような形で作業が進んでいる。

宮本しづえ委員

先ほど部長から現場保管が約4万か所との説明があったが、この4万か所にある現場保管の量と国が運ぶ量はほぼ同じと考えてよいか。

国は再来年度までに除去土壌等の搬出を終了するとしているため、市町村が仮置場への搬出を前倒して急がないといけないのではないか。

そこで、来年度と再来年度で搬出する量はどれくらいか。

除染対策課長

委員指摘のとおり、国が搬出する量をベースに考えると市町村があらかじめ積込み場に運び入れる量は国が搬出する量を上回っている必要がある。来年度、国は今年度と同規模の搬出を計画しているため、400万 m^3 が市町村が搬入する一つの目安であり、各市町村から必要な予算を県に報告してもらい当初予算として計上している。

宮本しづえ委員

そうするとまだ中間貯蔵施設に運び込まれていない除去土壌は約800万 m^3 と考えてよいのか。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

今、市町村の仮置場にどのぐらいの量があって予定どおりに運べるのかについては、中間貯蔵施設に搬入する総量は1,400万 m^3 となっており、約600万 m^3 を搬入しているため、残りが約800万 m^3 ということになる。

この1,400万 m^3 には双葉町、大熊町をはじめとする国の直轄エリアも入っており、国が直轄で運ぶものと、市町村が仮

置場から運ぶものを合わせて約800万㎡残っている。昨年12月末時点では、市町村の仮置場に約380万㎡、除染特別地域直轄地域に約436万㎡が残っていたので約800万㎡が残っている状況である。

宮本しづえ委員

今年度、かなり減額補正しており実際にはそれほど運べない状況にあつて2か年で本当に終わるのかと思ひ確認した。国直轄分は国が行うので計画どおり進むと思ふため、県も事業が進捗するように引き続き努力願う。

次に、一般廃棄物について聞く。

来年度、台風第19号の災害ごみの処理事業があり、全体で56万㎡の災害ごみを処理するとのことであるが、本会議で答弁のあつた計画と災害ごみの実行計画との関係について説明願う。

一般廃棄物課長

昨年度、台風第19号により策定したのは福島県災害廃棄物処理実行計画であり、台風第19号によつて発生した災害廃棄物をどのように処理していくのか規定したものである。

本会議で質問のあつた福島県災害廃棄物処理計画は平時の状況で災害が起きたときの対応について定める計画である。

これは平時から災害に備えて定めておくように国から指示があり、今年度、基礎調査を行い令和2年度に計画を策定する。

宮本しづえ委員

その計画には今年度処理するものも含まれているとの理解でよいか。

一般廃棄物課長

来年度に策定する計画は、平時から災害に備えて策定するものであり、台風第19号の災害廃棄物の対応については昨年12月に策定した福島県廃棄物処理実行計画で規定している。

宮本しづえ委員

福島県廃棄物処理実行計画は市町村によつて処理の仕方に相当ばらつきがある。私は福島市に住んでいるが、福島市は宅地に入った土砂については自分で袋に入れて運べるようにするまで……

佐藤雅裕委員長

宮本委員、来年度予算と関係のある質問を願う。

宮本しづえ委員

来年度予算と関係のある質問である。

そういったやり方をするとところもあれば、国が一連の事業費を対象にするとしているのが事業費の対象に含めているところもあり、自治体によつて対応がばらばらである。

そこで、廃棄物処理実行計画を策定した自治体のうち国の事業の枠内で土砂関係の経費を全額対象とした自治体は幾つあるのか。

一般廃棄物課長

市町村で定める災害廃棄物処理実行計画の土砂関係について、環境省の補助メニューとしては宅地内に入った土砂等についても対象にできることになっている。ただ市町村によつてはこれまでの災害の経験、住民やボランティアの動きなどの状況がかなり異なつており、軒先まで出してもらつるところ、市町村で持つていくところなど市町村で生活環境保全上の必要性を判断して処理している。

幾つかの市町村については流入した土砂についても対応していると聞いたことはあるが、そこは市町村の判断を尊重している。

佐藤雅裕委員長

これは一般的事項で質問することではないか。

宮本しづえ委員

これは事業費に含まれているため質問している。

佐藤雅裕委員長

先ほどの質疑は市町村の制度の違いについてである。

宮本しづえ委員

市町村の考え方ではあるが、今回のような大きな災害が発生した場合に被災者の負担を軽減することは重要な要素だと思っている。せっかくある制度を県が市町村を支援しながら被災者支援と併せて災害ごみの処理がスムーズに進むように事業計画の推進を図っていくことが必要だと思うため、市町村にも支援を強化願う。これは要望とする。

三瓶正栄委員

生2ページ、県民生活企画費の消費者行政体制強化事業について聞く。

これについてはここ10年余り相談件数も少ないと聞いているが、架空請求などの相談が多くなってきていると思う。来年度は約1億円の予算を計上しているが、現在の消費者行政はどのような状況にあるのか。

消費生活課長

県消費生活センターに寄せられる相談件数は昨年度で約4,600件で減少傾向にある。その理由としては市町村での相談体制を強化するとの大きな目標を掲げており、市町村で相談を受けているためである。

ただ相談内容としては架空請求、インターネット関連など専門的で高度になってきているためそれに対応して相談を受けることが基本であるが、一般消費者が悪質な取引に引っかからないように啓発していくことも大事なことだと考えている。

三瓶正栄委員

これは若者から高齢者までの問題であり、なりすまし詐欺はいまだにゼロにならない。

また、成年年齢の引下げに伴い高校生などの若者にしっかり消費者教育をしていくべきと思うが、どうか。

消費生活課長

委員指摘のとおり民法改正によって成年年齢が18歳に引き下げられ、2022年4月から施行になる。それによって高校生でも18歳になると成年になるため、それで被害に遭うことが一番懸念される。

若者への消費者教育は学校の学習指導要領に基づいた消費者教育の授業で注意してもらうのが基本的なところであるが、我々としても高校生を中心にスマートフォンを使って消費者被害防止に役立つ情報を見てもらうなどの取組をしている。また、高齢者に対しては出前講座などで直接語りかけるような取組に力を入れている。

三瓶正栄委員

高齢者に向けてSNSやスマートフォンといっても話が通じないところがあるため、そういった状況をしっかり踏まえて被害に遭わないような環境づくりにしっかり取り組んでもらいたい。

また、市町村や学校と連携を密にしながら取り組んでもらいたい。これは要望である。

山口信雄委員

生13ページ、水環境保全対策費について聞く。

先ほど部長からも猪苗代湖の水環境保全対策について説明があったが、ここしばらく数値がなかなかよくなる。根本的な問題はどこにあると考えているのか。

水・大気環境課長

以前はpH5という酸性の湖沼であったものが、現在は中性になっている。その主な要因は硫黄鉱山から出てくる酸性物質にあると考えられており1980年代に福島大学が調査したときと比べて少なくなっている。

川から入ってくる汚濁物質を削減する対策はある程度取っているが、湖が酸性から中性になると光合成によって植物プランクトンが増殖するため猪苗代湖に栄養分がたまりつつあると考えている。

我々としては湖に入ってくる汚濁物質を減らす対策を引き続き行うとともに、刈取り船を借りて水草を刈り取ったり、ボランティアが漂着した水草を回収するための資金を援助するなど猪苗代湖の汚濁が進まないように取り組んでいる。

山口信雄委員

酸川からの水が酸性から中性になってきていると聞いているが、冬場に道路にまいた塩化カルシウムが流れ込むことによってさらに中性化しやすいとの話も聞いたことがあるため、そういったことも含めて検討していかなければならない。

また、ボランティアで刈り取ることも大事であるが、なかなか水草が減らないのであれば機械を導入するといったところまで踏み込まないと本県のシンボルである猪苗代湖の水をきれいにすることができないと思うが、来年度はどのように考えているのか。

水・大気環境課長

凍結防止剤については、pHが上がり始めた時期と磐越自動車道が開通した時期がリンクするため当時その影響ではないかとの指摘があった。そこで、冬季間と凍結防止剤をまかない時期で流入河川の水質を比較したことがあった。そのときは雪を掘らないと水をくめない場所もあったが、明確な傾向はなかったため中性化への直接の影響はないというのが当時の結論であった。また、環境創造センターで同じような調査を行ったが明確な傾向は認められなかった。

次年度の事業としてはもっと本格的に水草等を回収していく必要があると考えており、生13ページの紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業に約6,000万円を計上している。その中で回収した水草を資源として循環する流域内資源循環支援モデル事業を考えており、例えば堆肥化する手法や、水質、景観に配慮しながら効率的に水草等を回収していく方策を検討している。

山口信雄委員

今、新しいプロジェクトについて説明があり、それによって水草を再利用するとのことだが、水草を回収する量はどのぐらい見込んでいるのか。

水・大気環境課長

来年度は湖岸の清掃を実施している自治体にビーチクリーナーの更新費用を補助しようと考えている。既にビーチクリーナーはあるが、今あるビーチクリーナーでは漂着しているヒシの実がなかなか取れないためもっと性能のよいビーチクリーナーが欲しいとの強い要望があったことから市町村を支援するものである。具体的に何tというような数値は定めていない。

山口信雄委員

ビーチクリーナーも大事だと思うが、霞ヶ浦では刈取り機械でかなり効果を上げていると聞いているため、今後、その辺も踏み込んで対応してもらいたい。これは要望である。

佐久間俊男委員

生10ページの浄化槽整備事業と猪苗代湖の水質環境等について聞く。

先ほどの説明では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に整備することだったが、現在、県内に単独浄化槽はどのくらいあるのか。

一般廃棄物課長

本県における浄化槽の設置状況については、平成30年度末で単独処理浄化槽が15万7,198基で56%、合併処理浄化槽が12万2,929基で44%、合わせて28万127基設置されている。

佐久間俊男委員

来年度、浄化槽整備事業に約1億5,000万円が計上されているが、これによってどのくらい合併処理浄化槽の整備が進むのか。

一般廃棄物課長

来年度は、個人設置型の浄化槽設置整備事業の補助対象基数は570基、対象市町村が49市町村となっている。また、市町村が整備する市町村設置型は補助対象基数が188基、実施市町村が6町村となっている。

なお、これに加えて台風第19号で被災した件数が結構あるため個人設置型については当初の570基に110基の追加を考え

ている。

佐久間俊男委員

単独処理浄化槽の約15万7,000基から見れば非常に少ない数である。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に整備するのは水質汚濁を少しずつ向上させる狙いもあるため、今後とも市町村と連携して合併処理浄化槽の整備を実施願う。

一般廃棄物課長

先ほどの説明に補足する。

今回、浄化槽法改正の柱の一つである単独処理槽からの転換が一層促進されるよう、来年度から単独転換に伴う宅内配管工事についても補助金の対象とする予算を計上している。これによってかなり整備が進むと考えている。

亀岡義尚委員

これから施策を展開していくとの説明であったが、議案第36号では市町村に対して相当数の権限を移譲する内容になっている。国の浄化槽法の一部改正に伴う条例改正であることは理解するが、県でいろいろな施策を行っていく反面、環境行政、広域行政を扱う県が条例改正により浄化槽行政を市町村に委ねることの趣旨を聞く。

一般廃棄物課長

浄化槽法で規定されている県の事務については、平成12年度に施行された地方分権一括法で住民に身近なサービスは市町村が行うべきとして徐々に市町村に権限を移譲してきた経緯がある。これまでも浄化槽の設置者が提出する設置届出の受理などは市町村が対応してきた。

今回の浄化槽法改正では浄化槽の使用休止届出の受理、浄化槽台帳の作成など市町村にあったほうがやりやすい権限を移譲することになっている。また、昨年9月に市町村に対して説明会を開催したところ、特段の異論はなく、市町村で移譲を受けるとの回答を得たところである。

亀岡義尚委員

議案第36号のほかに議案第35号の条例改正がある。

先ほど佐久間委員から質問があった合併処理浄化槽の整備事業による歳出、そして議案第35号による浄化槽保守点検業者登録の歳入など全部が連動していると思うが、これから合併処理浄化槽による水環境の改善について市町村と県でどのように関わっていくのか。

一般廃棄物課長

今回の法改正によって市町村に移譲するものと引き続き県が事務を行うものがある。引き続き県が行う事務としては議案第35号で条例改正する浄化槽管理士に対する研修の機会を確保するため講習会等を開催する事務がある。

また、浄化槽による汚水の適正処理の促進について協議するための協議会を組織することができることとなり、設置するには県が音頭を取る必要があるため県が引き続き事務を行う。

佐久間俊男委員

山口委員からも質問があったが、猪苗代湖の水質について聞く。

生3ページの環境創造センターについては猪苗代湖の水質も調査研究をしていくとのことであるが、郡山市の飲料水として猪苗代湖の水を利用しているため猪苗代湖の水質汚濁をとて心配している。

そこで、環境創造センターの来年度の予算にこれまでの研究成果をどのように反映しているのか。

水・大気環境課長

環境創造センターの研究予算に環境創造部門というものがあり、その中で猪苗代湖の水環境に関する研究を行っている。

生3ページ、環境創造センター研究事業の約3億4,200万円のうち猪苗代湖の水環境に関する研究は令和元年度が概算で4,000万円、令和2年度は約4,900万円で約900万円増額している。

具体的な調査研究としては猪苗代湖の水質形成プロセス、物質循環を明らかにするような従来からの研究に加え、流入

河川や流入水路の水を直接浄化する実験装置を湖に入る前に設置することを検討している。例えば、小黒川辺りに直接浄化する装置を設置するとか、小黒川に入る前に汚濁が低減する仕掛けを設置する研究事業を強化していくと聞いている。

佐久間俊男委員

小黒川を選定した理由は汚濁の原因がそこにあるからなのか。ほかの河川についても様々な汚濁の原因があると思うが、来年度は小黒川に絞った研究になるのか。

水・大気環境課長

猪苗代湖に入ってくる汚濁負荷は水量が多い長瀬川が一番であるが、水質的に一番汚れている河川は猪苗代の市街地を流れている小黒川である。

先ほどの説明で小黒川を例に挙げたが、環境創造センターの研究部でどの箇所を想定しているのかまでは把握していない。

佐久間俊男委員

そうすると小黒川に実験装置を設置した成果は来年度中に県民に知らせることはできるのか。

水・大気環境課長

来年度に依頼しているのは実証事業のための設計である。それを基に令和3年度以降に事業に取り組んでいくと聞いている。

長尾トモ子委員

小黒川、高橋川は猪苗代町の市街地を流れていて水質が悪いため猪苗代湖の流域では高度処理浄化槽を設置しているが、フィルターの交換をしないためどうしても汚れるとの話を聞く。猪苗代湖をきれいにするには上流からしっかりと水を守ることが一番だと思うが、どうか。

また、水草の刈取り船を10日間だけ借りてきていると思うが、10日間で水草を刈り取り切れないのであれば日数を延ばすとか、県で刈取り船を購入することは考えていないのか。

水・大気環境課長

先ほど説明したのは生13ページの紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業の約6,000万円であるが、その下の猪苗代湖負荷低減対策事業は猪苗代湖の流域における窒素リン除去型高度処理浄化槽の設置者に対する補助で一般廃棄物加算とは別に当課が予算を確保している。

委員指摘の高度処理浄化槽の維持管理については電極板の交換があり、通常の浄化槽よりも経費がかかるため設置時の補助金に11万円を上乗せして設置者の負担を軽減するようにしている。

また、この事業では県が主催して猪苗代湖の流域の住民を対象に浄化槽の維持管理の講習会を開催し、浄化槽の適正管理に取り組んでいる。

刈取り船については去年、我々も借りて水草の回収を行ったが、夏の初めは気温が低かったため我々が発注した時期には思ったほど水草が成長していなかった。そこで、予算の範囲内で日数を増やしてもらえないかと業者に相談したが、全国各地で引き合いが多く、次の行き先が決まっているため日数を増やすことができなかったが、予算の中で効率よく水草の除去をしていきたい。委員指摘の刈取り船の導入については現時点では考えていないが、将来的には検討する必要があると思っている。

(3月10日(火) 生活環境部)

宮本しづえ委員

帰還困難区域についても一部で避難指示解除が始まっているが、空間放射線量はどの程度まで低減されているのか。

除染対策課長

手元に詳細な資料はないが、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の一部避難解除に当たっては年間20mSvを達成するとの目標がある。空間線量率にすると3.8 μ Sv/hである。

各役場においては除染検証委員会で専門家の意見も聞きながら空間線量率を検証して解除に踏み切っているため空間線量率であれば3.8 μ Sv/hを下回っている。

宮本しづえ委員

今、説明があったように年間20mSvであれば3.8 μ Sv/hになる。

避難地域の各自治体の除染検証委員会は3.8 μ Sv/hであればよいとして国に除染を求めてきたのか。特定復興再生拠点区域はそこで人がずっと生活するときに自治体は3.8 μ Sv/hでよいとしているのか。

除染対策課長

市町村ごとに空間線量の状況はまちまちであるが、3.8 μ Sv/hは避難を解除する要件である。国としては3.8 μ Sv/hの基準を設けたものの各計画では長期的には年間1mSvを目指すとしている。

また、資料が手元に資料がないが、実際の空間線量率についても3.8 μ Sv/hぎりぎり解除しているのではなく、かなり線量は落ちており、そういった資料も確認している。

宮本しづえ委員

私も3.8 μ Sv/hあるとは思っていない。3.8 μ Sv/hでは避難を解除するのは難しいと思っているため説明のとおりだと思う。ただそこに人が住んでいくことも含めて考えると、例えば1 μ Sv/h以下にするとか、県としてある程度の判断基準のようなものを設けて国と協議していく必要があるのではないか。

帰還困難区域の特定復興再生拠点を整備してそこに人が住めると言っても、きちんと除染されていなければ住んでみようとはならないため、しっかり除染をすることが住んでもらう大前提である。

説明があったとおり長期的には年間1mSvを目指しており、空間線量にすれば0.23 μ Sv/hであるが、今は多分0.23 μ Sv/hを達成しているとは思えない。0.23 μ Sv/hをいつまでに達成するのか見通しを持たないとそこに住んでももらえない。

そこで、県としての考え方を統一して国と協議すべきと思うが、部長の考えを聞く。

生活環境部長

除染については長期的には年間1mSv以下を目指してこれまでも取り組んできたが、避難指示の解除の基準はまた別に年間20mSv以下となっている。避難地域を解除する前提条件が年間20mSvであるため、避難を解除するかどうかについてはその基準で判断してきた。

ただ将来的に生活していくには線量が低いほうがより安心感が高まるが、除染との関係では一旦除染が完了した地域を何かの基準でまた除染するのはまた別な議論になってしまうため、我々としては長期的に1mSv以下を目指してこれからも国としっかり協議をしていきたい。

宮本しづえ委員

それでは甘いと思う。説明のとおり避難解除の基準は年間20mSvであるため3.8 μ Sv/hになるが、これから帰還困難区域の整備をして「どうぞ住んでください」というときに県として初期段階の目標を持つべきではないか。そうでなければ県民は安心してそこに住もうとは思わない。その点ははっきりしていないと思うが、それでよいのか。

生活環境部長

その点は先ほど答弁したとおり避難指示が解除されたということは生活できる状況が整ったと国が判断したことになる。このため考え方として年間20mSvがあり、一つの基準として生活することが可能になることが上げられ、これまでも避難指示を解除する際にはそういった判断の下に行ってきた。

もう1つ、委員指摘の「それでよいのか」とのことについては、先ほどから説明しているとおり我々としては長期的には年間1mSv以下を目指していくことが必要だと思っている。

宮本しづえ委員

実際に住む人がどういった判断をするのかは個々の判断にもよるため何とも言えない面もあるが、県としては避難指示が解除された地域がどれぐらいの空間線量率になっているのかしっかり把握すべきだと思う。

国では避難指示の解除に当たって空間線量を把握していると思うため、その資料を提出を願う。

佐藤雅裕委員長

ただいま宮本委員から資料要求があったが、執行部では資料の提出ができるか。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

帰還困難区域で避難指示が解除されたところの空間線量率の現状については、県として持っているものはなく、国で公表していればそれを提供できると思うが、公表していなければ提出できるものはない。

佐藤雅裕委員長

国が公表していれば委員会に資料の提出を求めることに異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤雅裕委員長

異議ないと認め、3月12日までに15部の提出を求める。

宮本しづえ委員

今、県としてはそういった資料を持っていないとのことだが、そこで県民が仕事や居住していくことになるため、「解除された地域がどういった状況にあるのか」「除染の効果がどの程度になっているのか」など県が検証しながらしっかり国に求めていく責任がある。もしも国が調べていないとすれば県が空間線量も測りながら安全対策を講じていく責任があると思うためしっかり取り組んでもらいたい。

次に、双葉町に中間貯蔵施設の減容化施設ができたが、この施設ではどういった廃棄物をどのくらい減容できるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

運び込まれているのは土以外に可燃物があるので可燃物を焼却し、焼却灰を溶融することによって減容を進める。また、減容化によって濃度が高まるので10万Bq以上のものについては中間貯蔵施設に貯蔵する。

宮本しづえ委員

どの程度の減容が期待できるのか。焼却灰を溶融して固形化すると思うが、例えば2分の1、3分の1とかどの程度減容できるのか聞いている。

中間貯蔵施設等対策室長

国の資料によると概算で約90%減容されると聞いている。

宮本しづえ委員

全体の埋立処分量との関係で、溶融炉ができることによって何万tの減容が期待できるのか。そういった数字はあるか。

中間貯蔵施設等対策室長

今、手元に資料がないため確認して資料を提出したい。

佐藤雅裕委員長

ただいまの資料について委員会に提出を求めることに異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤雅裕委員長

異議ないと認め、3月12日までに15部の提出を求める。

宮本しづえ委員

男女共生課として女性管理職をどのように育成しながら増やしていくのか。

知事部局の女性管理職の目標はたしか8%で、実績として7%を超えているのでは目標に近くなったとしているが、

今どき8%との目標でよいのか。この目標の見直しを図る必要があると思うが、どうか。

男女共生課長

知事部局職員の昨年4月1日現在の女性管理職の比率は7.7%で、令和2年度末の目標を8%としている。これについては女性活躍促進法に基づき人事総室で行動計画に位置づけて取り組んでいる。

男女共生課としてはそういったことに対して意見を述べたりすることは可能だと考えているが、女性の活躍全般にわたる啓発などの方向で取り組んでいく。

宮本しづえ委員

目標を引き上げることで取組を促進してもらいたいと思うが、単に女性管理職の比率が高まればよいとのことではなく、県の政策にどれだけ女性の声を反映させていくのかとの観点が重要である。

これまで女性が管理職になるための研修を受ける機会は比較的少なく、なかなか管理職に引き上げられないようなことがあったが、そのような観点ではなく、必要ならば女性職員を抜てきして政策を練り上げていく過程に女性の声をしっかり生かす取組が重要である。

そのため、女性の管理職になる人がいる、いないとのレベルの議論をするのではなく、政策に女性の視点をどうやって反映させていくのか、この観点で女性を管理職に引き上げていく取組を求めたいが、どうか。

佐藤雅裕委員長

所管の範囲で答弁願う。

男女共生課長

根強く残っている男女の固定的役割分担の意識を変えていくことが重要だと考えており、市町村の男女共同参画計画の策定を支援している。

また、男女共生センターでは女性が職場や地域のリーダーとして活躍できるような講座を開設している。

さらに、復興・創生を担う女性人材の育成や女性が自ら意欲を高めていけるような取組も必要だと思うため、引き続き進めていく。

なお、県の審議会委員の女性比率の目標を40%としているが、現状では30%後半で推移しているため、当課及び男女共生センターでの事業や報道などを通じて県内で活躍している女性の情報収集に努め、そのような方々に委員になってもらえるように取組を続けていく。

宮本しづえ委員

ぜひそういった取組を進めるよう願う。

3月8日は国際女性デーで全国的に男女間の性暴力の被害をなくそうとの運動があり、全国各地でフラワーデモが行われ、本県でも3月8日の夕方に初めて行われた。

気がつかないところでたくさんの人たちが性暴力の被害に遭っている実態も明らかになり、そのような被害が本当に多いと改めて感じた。

そこで、国は性暴力被害者を救済するためのワンストップ支援センターを各都道府県に1か所以上設置するとしているが、本県の取組はどうなっているのか。

男女共生課長

性暴力等被害の支援については、従前、警察、ふくしま被害者支援センター、産婦人科医会で付添いなどの支援を行っていたが、性暴力被害者の約7割がほかに相談するところがない、あるいは相談する窓口が分からないとの実態を踏まえて、平成29年から県と教育委員会が参画して窓口の周知等を行っている。また、29年10月から性暴力被害を受けて警察などに相談できない方に対して医療費の助成を行っている。

宮本しづえ委員

本県のワンストップ支援センターはどこになるのか。

男女共生課長

性暴力等被害者協力機関として通称「SACRAふくしま」がふくしま被害者支援センター内にあり、そこで性暴力の被害者からの相談に対応している。これは当課からの委託で実施している。

宮本しづえ委員

ここは24時間対応になっていないが、国は24時間対応を求めている。そのことについて県ではどのようになっているのか。

男女共生課長

相談対応に当たる者はボランティア登録している者との事情があり、24時間体制にはなっていないが、組織の連携の中でワンストップの窓口として機能していると考えている。

宮本しづえ委員

ボランティアなので、しっかりとした体制を取りながらワンストップ支援センターとしての役割を果たせるようにすべきだと思うため、予算措置も含めて検討願う。

佐久間俊男委員

先日、議員に配付された新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の資料に生活環境部の取組として「福島県バス協会及びタクシー協会への注意喚起」という項目があった。業界団体では新型コロナウイルス感染症によって経済的にも生活的にも大変厳しい状況となっている。特に、バス運転手、タクシー運転手は不特定多数を乗車させるが、福島県バス協会とタクシー協会にはどういった注意喚起を行ったのか。

生活交通課長

旅客事業者には貸切、路線、鉄道、バス、タクシーなど全て含まれており、新型コロナウイルス感染症発生直後からマスクの着用、消毒を行うように国土交通省から事業者に対して直接働きかけている。

資料に記載したことについては、保健福祉部から運転手からの相談が結構あるとの情報があったためバス協会及びタクシー協会に状況を確認した。旅客事業者は事業所数が多く、運転手の中には会社の取組に疑問を抱いて相談があるようである。

現在、高速バスを含めて全国で新型コロナウイルス感染症が発生しているため、消毒などの対応や万が一にも新型コロナウイルス感染症が発生した際には車両の消毒を行うなど緊張感を持って取り組んでいくことを両協会から確認している。

矢吹貢一委員

昨年12月定例会でも質問のあった小野町の一般廃棄物最終処分場について聞く。

昨年の8月に県に対し変更許可申請が提出がされた。これについて県は3者で十分に協議した上で提出するよう指導してきたが、事業者から変更許可申請書が提出されたため一応受理したとの答弁であった。

そこで、この事案についてどのように進めていくのか聞く。

一般廃棄物課長

委員指摘のとおり昨年8月に県中地方振興局で変更許可申請を受理した。その後、受理した変更許可申請に形式的な要件等が具備されていない場合には補正を指示し、再度、変更許可申請を受け取ってから審査を始めることになっている。

矢吹貢一委員

今のところ不備な点があり、受理はしたものの変更許可申請を協議するまでには至っていないとのことではいか。

一般廃棄物課長

個別の案件であるためどこまで処理が進んでいるかについてはコメントを控えたい。

現在、審査中であり、いつまでに許可、不許可になるかは読めない状況にある。

矢吹貢一委員

日程が読めないとのことである。これは大変難しい問題である。平成18年の軽微な変更の際にも様々問題があった。県のあっせんを受けて、いわき市は軽微な変更を認めたが、今度は変更許可であるため申請に合ったものかどうか十分に協議願う。

今月の24日にいわき市長、いわき市議会議長が県にこの変更許可を認めないように要望に来ると聞いている。いわき選挙区の県議会議員10人全員もこの変更許可については認めないことで一致しているため、このことについては慎重に取扱い願う。

次に、県立高等学校改革計画について我が党の代表質問で「地域課題の解決に取り組むべきと思うが、副知事の考えを尋ねたい」と質問した。その中で副知事からは「人口減少や少子化の影響も背景とし、未来を担う子供たちへよりよい教育環境を提供するという観点だけではなく、地域の主体的な将来づくりにも影響を与える一つと捉えた対応が必要である。そのため部局横断的に課題の共有を進め、少子高齢化対策や地域振興などの施策と幅広い連携を図って、地域の实情に合わせた課題解決に当たっていく」との答弁があった。

そこで、この答弁に対しての部長の考えを聞く。

生活環境部長

県立高校改革により各地域で高校の統廃合が計画されている。統廃合していく中で使われなくなった校舎をどのように活用するのかといった課題があると認識している。

課題解決に当たっては本会議で答弁があったとおり、部局横断的にどういった利用の方策があるのか、地域振興にどのように結びつけていくのか、各部局において知恵を出して取り組んでいく必要があると考えている。

矢吹貢一委員

子供の数が大幅に減っていくため、県立高校改革が遅れば遅れるほど子供たちの教育環境が劣化していくことを我々も危惧している。

しかし、地域にあっては学校がなくなることによって過疎化が進行するのではないかと、残された校舎はどうするのか、遠距離通学をどうするのかなど我々も多くの要望を受けている。これらは教育委員会だけで全て解決できる課題ではなく、部局横断でしっかり取り組まなければならないため生活環境部においても知恵を出して、汗をかいて取組を願う。

宮本しづえ委員

交通バリアフリーの関係で駅にエレベーターを設置する事業が新年度の予算にあったが、この補助を受けるにはどのような要件があるのか。

福島市内の福島交通飯坂線の駅でエレベーターがあるのは始発の福島駅と終点の飯坂温泉駅だけである。このためほかの駅にエレベーターを設置してほしいとの要望が結構ある。

そこで、福島交通飯坂線の駅のエレベーターは補助対象にならないか。

生活交通課長

1日当たり3,000人の乗降客がある駅が国の補助対象となっている。県内では東北本線の駅がその対象になっており、数年前までは1日当たり5,000人の乗降客が基準だったが、今は基準が下がって1日当たり3,000人の乗降客がある駅が補助対象となっている。来年度、南福島駅、植田駅でエレベーターを設置すれば、基準をクリアしているものの残っている駅は安積永盛駅と須賀川駅の2つになる。

委員指摘の福島交通飯坂線の駅の乗降客数からすると国庫補助の対象になるのは難しいため、基準を満たしてまだエレベーターが設置されていない4駅をしっかり支援していきたい。

宮本しづえ委員

要件が厳しく国の補助を受けるのは難しいと思うため、県の助成制度がつかれないかぜひ検討を願う。

三瓶正栄委員

昨年、出入国管理及び難民認定法が改正になり平成31年2月定例会で我が会派の代表質問で質問して1年たつが、県内

ではどのような影響があったか。

国際課長

県内の外国人の状況については平成30年12月末現在で1万4,053人である。最新の情報については現在まとめているところである。

傾向としては毎年9～10%ぐらいずつ外国人の数が増えている。このような状況を勘案すると令和元年12月末現在で1万5,000人を超えるのではないかと考えているが、詳しい数字は市町村から数字を集めている。外国人の数が伸びている中でも技能実習生として入ってきているベトナム人の割合が多いと感じている。

三瓶正栄委員

平成25年3月にふくしま国際施策推進プランを策定し、32年度までの計画になっているが、今回の入管法の改正が含まれた内容になっているのか。

国際課長

現行のふくしま国際施策推進プランは来年度までの計画になっている。ただ時代の変化で関係法律等の改正などもあったため、昨年の夏から秋にかけて在住外国人にどういった問題点があるのか、行政に何を求めているのかなどのアンケートを行い先日まとまったところである。

来年度、アンケートの結果も踏まえてふくしま国際施策推進プランの改定を考えており、外国人が日本人と同じように地域で暮らしていけるようにプランに反映させていきたい。

三瓶正栄委員

これからますます外国人が増えていくことが想定されるため、市町村や関係団体等のニーズも踏まえてしっかりとした新たなプランを策定するように要望する。

山口信雄委員

福島県災害廃棄物処理計画について聞く。

昨日の新聞に47都道府県で本県だけがまだ災害廃棄物処理計画が策定されていないとの報道があり、それだけ台風第19号の被害が大変だったのだと思うが、策定が進まない要因は何か。

一般廃棄物課長

本県においては東日本大震災からの復旧復興業務を最優先して対応してきたが、近年、全国で大規模な災害等が発生しているため令和元～2年度で何とか策定したいと考えている。

山口信雄委員

本会議でも質問があり、その中でも具体的な策定期間はなかなか答えられない感じであったが、来年度いっぱいをめどとして策定するとの理解でよいか。

一般廃棄物課長

今年度は想定される災害規模、水害や地震などの災害種別ごとに被害を想定して廃棄物がどれぐらい発生するのか、仮置場としてどの程度の面積が必要なのかなどシミュレーションしながら調査している。

令和2年度は今回の台風第19号の災害等もあったので市町村や審議会の意見を聞きながら来年度中には策定したい。

山口信雄委員

市町村でもある程度できているところと、できていないところもあると思うが、進捗としてはどのぐらいか。

また、時間がかかりそうな部分等があるとすればそれはどの辺か。

分かる範囲で説明願う。

一般廃棄物課長

現在、計画が策定されているのは8市町村でまだまだ少ないため、国の計画策定モデル事業を利用しながら市町村を支援していく。

また、市町村レベルでは災害廃棄物の発生量などのシミュレーションがネックになっているため県で計画を策定して各市町村を支援していく。

山口信雄委員

本県は浜、中、会津と3つの地域に分かれているが、計画策定済みの8町村はどちらかといえば会津が先にできているとか、浜通りのほうが大変だとかそういったことが分かれば説明願う。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

環境省のウェブサイトで計画を策定している市町村を公表しており、計画を策定している8市町村は会津若松市、いわき市、喜多方市、大玉村、下郷町、檜枝岐村、会津美里町、新地町である。

県も市町村も同じであるが、他の都道府県で計画の策定が進んでいる中で本県は東日本大震災、そして原発事故により災害廃棄物の前に様々な廃棄物がなかなか片づけられなかったため宮城県、岩手県よりもさらに大変だった。そういったことがあり計画づくりに着手できなかった。

先ほど課長が説明したように昨年の台風第19号の災害もあり、計画を策定しなければ困ってしまう事態になるため、今年から準備を始めて来年度末までには策定する。また、市町村に先行して県が計画を策定することで市町村にノウハウを伝えて市町村を支援していく。市町村からはノウハウがない、マンパワーが足りないとの話を聞くため、国と県でそういったことを支援していきたい。

山口信雄委員

今の説明では市町村でマンパワーが不足しているとのことであり、人手が足りない場合であれば県職員が出向いて支援することも含まれるとの理解でよいか。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

県が職員を出せるかは何とも言えないが、我々としては説明会を何度も開催する。また、手を挙げた市町村全てできるわけではないが、国のモデル事業を活用して計画の策定が進むように調整などもしていきたい。

亀岡義尚委員

議案説明資料の生7ページに市町村へのデマンドタクシーの補助が計上されている。高齢化が進行する中で高齢者が運転免許を返納する一方、免許を返納すれば病院や買物に行けないとの声も多く寄せられているため、デマンドタクシーの状況について聞く。

商工労働部では商店街の活性化のためにデマンドタクシーの補助を行っているが、これはあくまでも商店街の活性化を目的に運行しているため、生活交通の観点から一元化して有効的に予算を活用して利便性の高いものにするべきだと思う。

また、タクシーの実証事業を通してどのような声が寄せられて、どのような課題が見えてきたのか。実証事業ということは成功すれば伸ばしていくのだと思うが、どういった状況にあるのか。

生活交通課長

昨日、宮本委員からの質問に答弁したのは一般のタクシーを使う実証事業についてである。亀岡委員から質問のあったデマンドタクシーは県内では旧小高町からスタートして既に定着している。デマンドタクシーは、前日までに予約してオペレーターが準備をして次の日に運行している。デマンドタクシーは市町村が一般的な事業として行っているため毎年度予算に計上して市町村を支援している。

昨日、説明した一般のタクシーの実証事業は今年度が2年目で来年度も予定している。デマンドタクシーは使われなくても車両、運転手などを常に準備しなくてはならないため固定費用が発生する。前日までに予約するのは効率的であるが、相乗りすることに抵抗感がある人もおり、デマンドタクシーがなじまない地域があるようである。そういったことが小野町や檜葉町の一般のタクシーを使った事業から分かってきた。一般のタクシーを使ってよい部分はたくさんあるが、大体の一般のタクシー事業は利用者を75歳以上、障がいのある方など対象を絞っており、公平性を保つために回数も限定している。

白河市と二本松市の事例では、3割はエントリーしたが全く使わない、3割はたくさん使う。いわば使うか、使わないかである。一般のタクシーも万能ではなく、限りある予算の中で公平性をどうするのかといった課題がある。

流れるにはデマンドタクシーが難しそうであるため、一般タクシーの実証事業を実施して2年目になるが、こういったことを経てどういった地域にどういったものが適するのか、よく事例を勉強して市町村を支援していきたい。

なお、伊達市のようにデマンドタクシーが定着し続けている市町村には引き続きしっかり支援していく。

亀岡義尚委員

市町村でも商工業の活性化の名目で走らせている。例えば、伊達市商工会と保原町商工会は一緒になって実施しているが、梁川の人が保原に来ることができなかつたり、あるいは霊山から保原に行けなかつたりと非常に使い勝手が悪いとの話がある。

これからは高齢者の足の確保が大事になってくる。実証事業2年目で様々検証していると思うが、高齢者の足の確保についてどうやったらみんなが便利になるか生活交通課が音頭をとって利便性の高いものにしてもらいたい。そうしないと周辺部は誰も住む人がいなくなり、どうなってしまうのかと誰もが心配するところであるためしっかり取り組むようお願い。

(3月12日(木) 企画調整部)

宮本しづえ委員

職員の関係について聞く。

全国に避難者がいるため県職員を県外に派遣していると思うが、その状況について聞く。

避難者支援課長

避難者を支援するため駐在職員を県外に派遣している。駐在職員は、県外避難者の相談に対応したり、避難先の自治体等との連絡調整を行っている。

宮本しづえ委員

県外の駐在職員が新年度は減るとの話があるが、本当なのか。また、どの県に何人ずつ配置するのか。

避難者支援課長

避難者支援課で所管している10名について説明する。

現在の派遣先が山形県、新潟県、茨城県、埼玉県、東京都、大阪府が各1名、栃木県と群馬県がセットで1名、神奈川県と千葉県と静岡県もセットで1名、秋田県と長野県と山梨県もセットで1名となっている。あと避難者支援課に全体を総括する担当主任が1名いる。避難者支援課では次年度も同様の体制で臨みたいと考えている。

宮本しづえ委員

県を掛け持ちするのはなかなか大変だと思うが、どこを拠点にして活動しているのか。

避難者支援課長

基本的には、避難先の都道府県庁において連絡調整している。また、個別事案の対応になると全国26か所に生活再建支援拠点を設置しており、これら関係団体等とも連絡調整している。

宮本しづえ委員

全国に26か所ある生活再建支援拠点についても新年度も同じ体制と理解してよいか。

避難者支援課長

同じような形で続けていきたいと考えている。

宮本しづえ委員

避難者に対して丁寧に支援を願う。

仮設借り上げ住宅を終了するが、生活拠点課では次の生活拠点を決められない方について個別の調査を続けているため

情報が相当蓄積され、個別に抱えている課題も見えてきたと思う。

そこで、避難者の支援にその情報をどのように結びつけていくのか。情報共有が非常に大事である。その情報をどのように生かして各課の施策に反映させるのか。新しい住まいを見つければそれで終わりではなく、持っている情報をその人の生活再建にしっかり生かしていくことが大事だと思うが、どうか。

生活拠点課長

生活拠点課では住まいの確保をメインにしているため様々な生活上の課題などを聞いて駐在員、復興支援員、生活再建支援拠点の皆さんと情報共有を図りながら取り組んでいる。特に駐在員については、週1回のミーティングがあり、生活拠点課の職員も入って情報を共有している。

住まいを確保したから終わりではなく、その後も駐在員、生活再建支援拠点では様々な支援に取り組んでいる。

宮本しづえ委員

情報共有の取組が重要だと思うので、しっかり個別の支援につなげてもらいたい。

新年度も仮設借り上げ住宅に住むのは大熊町、双葉町の避難者だけになるが、大熊町、双葉町は比較的住まいの再建が進んできているとの見方もある。そういった中で10年目に入ってもまだ住居を決められない方は様々な困難を抱えていると思う。改めて避難者一人一人の状況をしっかり把握して支援していくことが重要になっている。

そこで、避難者カルテのようなものを作る議論はないのか。

生活拠点課長

住まいに関する意向確認の中で個別に記録を作成し、相手の同意を得た上で情報共有して支援につなげている。仮設借り上げ住宅の供用が終わらなくても早く新しいところを見つけてもらいたいと思っている。

宮本しづえ委員

災害救助法に基づく仮設借り上げ住宅の費用を約7億円見込んでいるが、どのくらいの世帯数になるのか。

生活拠点課長

各県からの積み上げて約1,000戸を見込んでいる。

宮本しづえ委員

新年度も避難を継続して災害救助法に基づき措置されるのは約1,000戸とのことである。予算上は災害救助法に基づく支援が終わり、家賃の補助に切り替わっているところがある。

企画11ページの避難市町村生活再建支援事業の予算が約28億円となっている。現年度分、過年度分でまだ請求していない部分があると思うが、それぞれ件数はどうなっているのか。

生活拠点課長

現年度、過年度分で分けた数字はないが、来年度については応急仮設住宅の供用が1年間継続する大熊町、双葉町が対象となり、件数としては約1,700件を見込んでいる。

現年度の事業については約1,600件の対象者がいるが、そのうち申請が遅れている方については来年度の予算で対応する。

宮本しづえ委員

たしか補正予算にも計上していたので、過年度分は補正予算で対応すると考えてよいか。

生活拠点課長

補正予算については復興公営住宅の入居者が半数近くいたため、見込んでいた金額よりも大分下がり約10億円の減額になったが、今年度、来年度の予算で対応できる。

宮本しづえ委員

請求がなかなか進まないという経過があり、かなり遅れている件数もまだあると思うためしっかり対応願う。

次に、企画9ページのチャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業の個人の太陽光発電の支援についてはどれ

くらの件数を見込んでいるのか。

エネルギー課長

チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業の太陽光発電と蓄電池に限定して説明する。

今年度の太陽光発電の実績は年間で約3,000件だったが、来年度の予算では約4,000件を見込んでいる。

蓄電池については、今年度の途中から始まった制度で400～500件を見込んでいる。来年度については約1,100件と見込んでいるが、実態を見極めながら取組を推進していきたい。

宮本しづえ委員

これについては普及をさらに促進願う。これは要望である。

次に、企画9ページ、再生可能エネルギー復興支援事業は送電網の整備事業のことだと思うが、来年度は約38億円で今年度から大きく減額になっているため、新年度で送電網の整備はほぼ終了すると理解してよいか。

エネルギー課長

再生可能エネルギー復興支援事業は、阿武隈地域等における送電網の整備とそれにつなげる再生可能エネルギーへの補助である。

今年度、太陽光発電が8か所完成しているため来年度の予算は約38億円と大きく減額しているが、令和5年度まで続く事業である。特に風力発電については、環境アセスメント等の段階であるためこれから本格化する。

宮本しづえ委員

大規模な太陽光発電による送電が始まり、風力発電では環境アセスメント等が終わって事業化が始まる段階である。地域からは風力発電が環境破壊につながるのではないかと意見が多く出てきている。大規模な太陽光発電についても同じようなことが言えるため、大規模な再エネの推進に当たっては相当慎重に対応しなければいけない。

2040年までに県内エネルギー需要の100%相当量を再生可能エネルギーで生み出すことを目標に取り組んできた経過があるが、大規模な再エネの全体像が明らかになってくるにつれて地域から意見が噴き出している。このため再エネの取組に当たっては何らかのルールをつくらなければ、こういった問題がずっと続いていくため、本会議で我が党から条例を検討すべきと問題提起した。この問題は住民との間で起きているためしっかり検討すべきだと思うが、どうか。部長に聞く。

企画調整部長

風力発電等の大規模な開発については本会議で答弁したとおり、森林法等の関係法令及び国のガイドラインに基づき計画の段階から地域住民に丁寧に説明し、了解を得て環境アセスメントに入っている。引き続き関係法令及び国のガイドラインに基づいてしっかり対応していく。

宮本しづえ委員

建前は部長が述べたとおりであるが、現実として地域住民には十分に説明がされていないため、ほとんど知られていないのが現状である。

相馬市玉野地区の林野を開拓して大規模な太陽光発電を開発する計画があるが、この計画は環境アセスメントが終わって評価書まで出ている段階になって、地域住民がその計画を初めて知って何とかならないのかと問合せが来ている。経済産業省の事業認可がほぼ出ると思われる段階になってからである。

国のガイドラインでは住民の意見を聞いて合意を得ながらとなっているが、これは努力義務のため住民がよく分からないうちに事業が進んでいく。

現実としてそういった問題があちこちで起きており、目標達成のために数字が増えればよいとのことでは済まされない。改めてそういった観点で検討を願う。これ以上の答弁は出ないと思うため、この点については要望とする。

次に、企画9ページ、水素エネルギー普及拡大事業に約2億2,000万円を計上しており、部長説明では県有施設での水素使用も含めて検討するとのことであったが、県有施設での使用とは何を想定しているのか。

エネルギー課長

水素エネルギー普及拡大事業については、県有施設利活用のPR事業のため計上している。

今年度はあづま総合運動公園とJヴィレッジに水素燃料電池を設置し、来年度は福島水素エネルギー研究フィールドの水素を使用する。また、水素も様々あるが、浪江町産の水素は再エネで製造したCO₂フリーに近いため、そういったことを多くの方にPRすることも目的としている。さらに、Jヴィレッジは聖火リレーの出発地であり、あづま総合運動公園はオリンピックの開催地となっているため、国内外の多くの方に本県の水素社会実現に向けたPRをしていく。

宮本しづえ委員

県有施設で1年間に使用する量を考えるとそれほど大きな量ではない。水素は予算をつければどんどん広がる事業ではないと思う。今年度も水素ステーションの減額補正があった。来年度予算にも恐らく水素ステーション設置が補助も含まれていると思うが、水素の扱いについては少し様子をみて予算を計上すべきだと思う。

私が福島水素エネルギー研究フィールドに行った際に浪江町の職員に「オリンピックが終わった後はこれはどうなるのか」と聞いたところ、職員からは「その先はよく分からない。だから、ぜひ使う先を検討してほしい」との話があった。

県としては県有施設に使用することだと思うが、あれだけの水素工場を造って、どうやって使用していくのか。先が見通せない事業はいかなものかと思う。これが福島イノベーション・コースト構想なのか。

見通しがない事業を福島イノベーション・コースト構想と推し進めることが果たして事業として適正なのか。これについてどのように考えているのか。

エネルギー課長

委員指摘のとおり水素は発展途上のエネルギーのため採算性等については普及まで時間がかかると思う。

ただ我々は「原子力に依存しない社会」を復興理念に掲げて進めており、再エネを推進している。水素はそれを後押しするものであり、単純な水素ではなく再エネ由来といったポイントを含めて取り組んでいる。

委員指摘の発展途上のエネルギーとのことは十分承知しているが、再エネの大量導入の観点では余剰電力が今後も発生することが考えられるため、そういうところで水素を活用して無駄なく使い切る。そして、何よりも製造の過程でCO₂が発生しないことは環境問題において有効なエネルギーだと考えているため、これからも再生可能エネルギーと一体となり推進に向けて取り組んでいきたい。

企画調整部長

水素エネルギーは業界で20年先の技術と言われているが、本県が再生可能エネルギー先駆けの地として取り組み先行者利益を取ることが必要であるため、産業利用やスマートコミュニティなどあらゆる観点から様々な方と議論している。先が見通せないからではなく、見通せないから取り組んでいくのが福島イノベーション・コースト構想である。まだ形は見えていないが本県で水素を生かした福島イノベーション・コースト構想を具体化するとともに福島新エネ社会構想を進めていく。

宮本しづえ委員

事業者間で技術開発しているが、産業として成り立つかは事業者が一番分かっている。水素が本県の復興に本当に有効な事業として生きるのか。復興の在り方も検討すべきだと思う。福島水素エネルギー研究フィールドで働く人は何人になるのか。福島イノベーション・コースト構想は雇用の場もつくると言ってきたが、そこに働く人はほとんどいない。それがこの地域の帰還を促進し、地域の産業基盤を整備していく事業として本当にふさわしいのか疑問であるため、本県にとって本当に何が必要なのか検討すべきと述べておく。

次に、議案第46号「公の施設の指定管理者の指定について」は、東日本大震災・原子力災害伝承館の指定管理者として福島イノベーション・コースト構想推進機構を選ぶとのことである。東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島イノベーション・コースト構想の関連施設もPRするので推進機構をふさわしい運営体と判断して公募せずに最初から決定したと聞いている。

そこで、東日本大震災・原子力災害伝承館にはどのような人材を配置するのか。また、推進機構にはそのような人材

がいるのか。併せて推進機構に決定した過程などについて説明願う。

生涯学習課長

東日本大震災・原子力災害伝承館の指定管理者の選定については、外部委員等から成る検討会を組織して進めてきた。この検討会において公募の考え方として「県の政策と密接に関連が期待される場合については公募によらないで選定できる」との考え方があるため、検討会で公募によらず選定すると決定した。

また、東日本大震災・原子力災害伝承館が複合災害の記録と教訓を伝承していくとともに人との交流や人材育成にも寄与する施設であるため推進機構に委託することになった。

人材については展示等を整理する学芸員、学校や自治体などから人を呼び込む広報担当、アテンドする方など十分な対応が取れる。

宮本しづえ委員

この施設に学芸員は何人配置するのか。

生涯学習課長

流動的な部分はあるが、現在の計画では3名程度配置する予定である。

宮本しづえ委員

東日本大震災は、各地でいろいろな被害があり、各地で同じような施設を建設しており、市町村が造るところもあれば、県が造るところもある。

本県の東日本大震災・原子力災害伝承館の最大の特徴、そして他県との違いは原発事故と自然災害の複合災害である。複合災害に見舞われた本県の災害の特徴、そこに向けた復興の困難さをどのように伝えていくのか。そのためにどういった学芸員を配置していくのか。その点についてどのような検討をしてきたのか。

生涯学習課長

委員指摘のとおり他県の施設が地震、津波を取り扱っているのに対して、本県の施設は地震、津波、それに伴う原子力災害が一番の特徴になっている。

我々が原子力災害を取り扱っていく上で特徴的なものは、避難の長期化、リスク管理、予期せぬ防災面などであり、そういうことが今後に生かせると考えている。

検討に当たっては学芸員によらず外部の有識者や大学関係者を中心に依頼している。

宮本しづえ委員

様々な形で協力を得たほうがよいと思うが、これから常設施設として運営していくため、本県の複合災害の特性、とりわけ原発事故に関わる被害の実態を説明できる人を配置しなければいけない。そして、この人材をどのように確保していくかが重要である。

この施設を運営していく上でまた行ってみようと思ってもらえるかは専門家がいるかどうかはほかの施設との大きな違いになるため、専門家を確保しなければいけない。そこを大学などに依頼する程度の位置づけで本当によいのか。推進機構がそういった体制を本当に取れるのか。

生涯学習課長

先ほども述べたように学芸員については、資料の取扱いができる資格のある者を雇用している。また、説明者についてはアテンドトレーニングの費用を計上して説明できるようにしている。

宮本しづえ委員

推進機構には推進機構としての役割があるため、東日本大震災・原子力災害伝承館の機能、役割を果たせるような運営体を考えるのが筋ではないか。意見として述べておく。

三瓶正栄委員

先ほども質疑があったが、浪江町に世界最大の水素製造拠点が開所したことは大変喜ばしいことだと思っている。そこ

で、水素についてである。

郡山市、福島市、いわき市に水素ステーションを開所したが、令和2年度にさらに増やす予定はあるか。目標などがあれば聞く。

エネルギー課長

今、水素ステーションは可動式を含めて委員指摘のとおり3か所ある。ただ福島市、郡山市は移動式なので週2回と限定されている。我々としては都市部の需要が比較的に見込まれるので、例えば郡山市、福島市と連携しながらいわき市のような定置式の水素ステーションの検討を進めている。

目標としては、いわき市にある定置式の水素ステーションをもう2か所増やすことを考えているが、事業者や用地の問題など簡単ではないため予算は1件分を計上している。当面は2つ増やすことを目指しながら意欲のある事業所、自治体と連携しながらさらなるステーションの拡大に向けて取り組んでいく。

三瓶正栄委員

燃料電池車の普及については今後の展開次第だと思うが、どのような制度設計になっているのか。

エネルギー課長

県内に燃料電池車は約60台ある。

補助制度については燃料電池車が約700万円であるのに対して国から200万円の補助があり、県からは国の補助を受けることを前提に100万円を補助するためガソリン車の高級車と同等程度の約400万円で購入できる。

三瓶正栄委員

聞くところによると車種はトヨタ、ホンダの2車種とのことだが、そのほかに何かあるか。

エネルギー課長

現在、トヨタのミライ、ホンダのクラリティが比較的普及している。今の補助金交付要綱では2車種に限定しているが、今後いろいろな車種が出てくれば国の状況などを見極めながら対応していきたい。

三瓶正栄委員

福島新エネ社会構想の実現に向けて技術開発あるいは情報発信などしっかり取り組むよう願う。これは要望である。

佐久間俊男委員

3月14日に常磐線が全線開通し、さらにはオリンピックの聖火リレーの出発地がJヴィレッジとなっており、いよいよ全国にJヴィレッジをPRできる大きなイベントが控えている。

そこで、企画6ページのJヴィレッジ利活用促進事業の約1億8,000万円の具体的な内容について聞く。

エネルギー課長

Jヴィレッジの利活用促進の予算は約1億8,000万円計上しているが、大きく分けて2つある。まず1つ目が県で主催するイベントの経費と運営主体の株式会社JヴィレッジへのPR等の補助で約1億7,000万円である。2つ目は、Jヴィレッジの施設で唯一の県有財産である全天候型のドームの指定管理委託料の約900万円である。

来年度予算としては、Jヴィレッジ駅が完成し、その負担金がなくなったので減額になった。来年度予算の特徴としては、Jヴィレッジを拠点にして周辺地域の復興に資するための周遊ルートの開発や、Jヴィレッジから復興の進展を分かりやすく発信するためのボードやツールなどの経費を計上している。また、Jヴィレッジはサッカーの聖地、復興のシンボルとなっており、地域や県民に利用してもらうため生きがい教室のような様々な体験や学びの場の提供を通じて平日の利活用や交流を拡大する予算を計上している。

佐久間俊男委員

Jヴィレッジの利活用を通して本県の姿を全国に発信願う。

次に、企画10ページ、高度情報化推進費にある自治体衛星通信機構はどのような事業をしているのか。

情報政策課長

自治体衛星通信機構については全国の地方自治体を結ぶ衛星通信ネットワークを構築しているところであり、主に災害関係で活用するものである。負担金については企画調整部と危機管理部でそれぞれ負担している。

佐久間俊男委員

県内の59市町村についても負担金があるのか。

情報政策課長

これについては県の負担金であり、市町村についてはそれぞれ対応している。

佐久間俊男委員

次に、企画10ページの携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業について聞く。

先ほど不通話地区の解消として新年度は約2億円計上するとのことであったが、県内にはどのくらいの不通話地区があるのか。また、この予算によってどの程度不通話地区が解消されるのか。

情報政策課長

平成31年3月末時点の携帯電話の不通話地区は31市町村124地区である。令和2年度分については喜多方市3地区、矢祭町2地区、大熊町2地区、飯舘村2地区の計9地区を予定している。

佐久間俊男委員

災害時に携帯電話は大変重要である。以前、企画環境委員だったときにもこの不通話地区を解消する予算が計上されていたと思うが、1日も早くこの不通話地区を解消願う。

携帯電話は通常時におけるコミュニケーションから災害時の避難準備まで一層重要なものになっているため、携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業を強力に推し進めるよう願う。

宮本しづえ委員

債務負担行為に県市町村ウェブ会議・情報連絡システム用機器等の賃貸が計上されている。先ほど自治体衛星通信機構については危機管理課と情報政策課で負担するとのことだったが、危機管理課には災害等の緊急時に会議ができるシステムがあるのになぜわざわざ機器を借りなければいけないのか。危機管理課にあるシステムをもっと多面的に活用する方法を検討すればよいのではないのか。どういった理由で危機管理課のシステムが使えないのか。

情報政策課長

危機管理課のネットワークシステムは災害対応に備えて常に空けておく必要がある。今回、導入するウェブシステムは携帯電話のネットワークを使ってインターネットと結ぶことにより携帯電話が通じる場所であればどこでも活用できるため、カメラ付のタブレットを購入して災害現場等から映像を写し、市町村、県などで機動的に対応できるようなネットワークを構築したいと考えている。

今のところ県が各市町村にタブレットを2台配付して共同で会議を行うことができる。また、県が主催する会議等に出席するには1日ばかりになる市町村もあり、冬季や台風などのときには移動が大変であったり、交通事故の懸念もあるためそういった懸念をなくすことも目的の一つとなっている。

災害対応のネットワークとは分けて多面的に活用できるネットワークを導入していきたい。

宮本しづえ委員

各市町村にタブレットを2台配付して持ち運びもできると言っているが、県と市町村でウェブ会議をするときに持ち運びをしなければいけないような場合は通常はないと思う。今、説明があったように災害時は危機管理課の災害対応のネットワークを使って会議を行うため、会議が重なって問題が起きるとは考えにくい。今ある危機管理課のネットワークを有効に活用するのが現実的だと思うが、新たにネットワークを構築する必要性が理解できないため、もう少し詳しく説明願う。

情報政策課長

市町村を集める一般的な会議の場合はそのような使い方をするが、緊急のときには県、市町村、現場に派遣された職員

との連絡のためのツールとして使える。一対一でもグループでもやり取りができる。要するに携帯でやり取りするのをタブレットで映像を見ながら連絡を取り合うことができるため、災害時の会議とは別にネットワークを結んで機動的に情報収集等をするを想定して市町村に配付する。

佐藤義憲副委員長

今の説明だとタブレット端末を利用して災害現場と中継を結ぶとの話だが、例えば災害対策本部が設置された場合に市町村長がその会議システムを使うのか、もしくは現場担当者の連絡手段として使うことを想定しているのか。

情報政策課長

使い方を限定しているものではないが、このネットワークは複数の人が同時に活用できるため、現場に派遣された職員と現場の情報を求める市町村や県で使うなど重層的に使える。また、様々な対応ができるので市町村長が使ったり、市町村と本庁の担当者で連絡を取り合うこともできる。さらに、市町村で独自にタブレットを購入してネットワークに参加する台数を増やすこともできる。

佐藤義憲副委員長

いろいろ想定がされると思うが、確かに東日本大震災当時は役場庁舎の耐震が弱くて対策本部を別のところに移したこともあったので、移動可能な端末があれば利活用できると思う。

一方で危機管理センターにあるウェブ会議システムは衛星、総合行政ネットワークなどの何系統かの専用回線につながっていたと思う。

そこで、危機管理センターのウェブ会議システムに携帯電話のネットワークなどの回線をつなぎ替えればよいと思うが、どうか。

情報政策課長

災害対応のネットワークは全国共通であり、県独自で仕様を変えるのは難しいため、それとは別に会議や研修等で活用したり、現場と本庁等の連絡に使えるシステムを導入したいということである。

佐藤義憲副委員長

全国共通の仕様のため危機管理センターのウェブ会議システムに入れることは難しいとのことであったが、例えば災害時に使用する場合、タブレットを持った職員が現場に行ってその様子をリアルタイムで県の災害対策本部と市町村に送る際はウェブ会議システムの横にタブレットを並べることになるのか。

情報政策課長

現場での対応については様々なつなぎ方があると思うが、今のところは通常の会議で使うものとして導入を考えているため、災害対策本部で使用する場合にはタブレットと併用することになると思う。

佐藤義憲副委員長

部長の説明にRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等の事務作業の効率化や住民サービスの自動応答システム等を具体化する市町村に対し、全国に先駆けた財政支援を行っていくとあるが、現時点で整備する予定の市町村は幾つあるか。

情報政策課長

今年度、この導入について市町村にアンケートを取ったところ約10団体が具体的な検討しているとのことであった。来年度は市町村にアドバイザーを派遣するので検討を進める市町村も増えると考えている。

長尾トモ子委員

企画7ページ、地域づくり推進費について聞く。

地域創生総合支援事業は県民全てが享受できるものだと思う。これは各地方振興局で行っていることは承知しているが、年度によって目標などは違ってくると思うため令和2年度はどういった観点で予算を計上したのか。

地域振興課長

地域創生総合支援事業については「地域づくり活動支援」と「地方振興局で課題に応じて実施する事業」の大きく2つの柱があり、委員からは地域主体で活動を支援するサポート事業に関する質問がメインだったと思う。

これについては今年度と同規模の約6億円の予算を計上しており、各地方振興局で市町村、民間の活動団体から事業計画を募集して採択する。事業としては事業全体を幅広く対応できる一般枠のほか、より目的を鮮明化して地域を活性化させる事業化枠、市町村が取り組む市町村枠を設けている。

全体の事業件数としては200件を超えており、傾向としては地域に人を呼び込むことに注力している計画が多く、それぞれその特性、特色を生かした取組を地方振興局も事業計画の段階から関わりながら進めている。

事業化枠は今年度と同様に進めるが、特徴のある事業成果が出せるように地方振興局と進めていきたい。

長尾トモ子委員

人口減少問題、健康問題が全体的に多いと思うが、企画2ページの県民活動推進費と重複している可能性もあるため、その辺のすみ分けはどうなっているのか。どちらにもかなりの予算がついており、予算を効率的に執行するにはそういった配慮が必要だと思うが、どうか。

文化振興課長

チャレンジ福島県民運動推進事業については本年度とほぼ同額の5,000万円を計上している。

また、県民一人一人に実践してもらえるようにウオークビズ、ベジファーストなど身近なところでの健康づくりを「手軽」、「楽しい」、「分かりやすい」を合い言葉にして広報し、様々な分野の構成団体と共に食、運動、社会参加の3本柱の下に県民全体で健康づくりに取り組んでいる。

一方、サポート事業については地域のそれぞれの課題を踏まえて支援していくことですみ分けを行っている。

長尾トモ子委員

各部局が横断的にやらなければいけないことが多くあると思う。いろいろな面で他部局と重なることもあると思うため、予算を有効に使うために部局横断での対応を願う。

また、震災、原発事故から10年目を迎えて、これから先の本県は大変な状態になることも予想されるため部局横断で対応してもらいたいと思うが、どうか。部長に聞く。

企画調整部長

全国的にはGDPが1割増えているにもかかわらず、本県は97%と震災前に戻っていないためしっかり部局横断で対応し、成果を重視して取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

企画24ページに施設予約オンライン化事業システムの運用業務委託料が計上されている。この施設予約のオンライン化はどういった施設を対象にしてシステム化するのか。県が所有している施設の申込みがネットで全てできるのか。

また、企画23ページに申請・届出オンライン化事業システムの運用業務委託料もあるが、施設予約のオンライン化との違いは何か。

情報政策課長

県の施設に施設予約オンラインの募集をしたところ、県営や指定管理者が管理している13施設で実施することになった。また、市町村にも募集したところ49施設が参加することになった。全てを網羅するものではないが、既存のオンラインシステムを利用してサービスを始めるものである。

次に、申請・届出オンラインシステムについては簡単申請とのことで県と7市町村が参加しているが、5月からはさらに2つの市が参加する予定である。これについては県であれば県税の住所変更の届出や職員採用の新規申込みを電子申請するときに活用される。

この2つは同じ予算であるが別なものであるため理解願う。

宮本しづえ委員

今の説明だと施設予約オンラインに加わる県有施設は13施設とのことだが、なぜ13施設だけなのか。募集したとのことだが、どういうことなのか。

情報政策課長

独自のシステムを構築しているところもあるので、この施設予約オンラインシステムに加わることが可能などころに声をかけてスタートするものである。

宮本しづえ委員

県ではなく、県が委託している指定管理者がこのシステムに手を挙げることになるのか。

情報政策課長

指定管理している施設を住民が予約申請する際にこのシステムを活用することで時間外でも申込みできるようにシステムを構築する。

宮本しづえ委員

この施設予約オンラインの利用を検討する主体は県と指定管理者のどちらになるのか。

情報政策課長

我々としては施設予約オンラインシステムを用意するので、あとは施設管理者がこのシステムを活用すると役に立つのか、それとも独自のシステムを活用したほうがよいのか考えてもらい、このシステムに参加できる施設からスタートするものである。

宮本しづえ委員

県有施設の県民の利便性を高めるためのシステム構築だと思うため、それを判断するのは指定管理者ではなく、施設の所有者である県が検討する主体でなくてはならない。県民の利便性を高めるのであれば指定管理者任せにせずしっかり検討願う。

なお、その13施設について資料の提出を願う。

佐藤雅裕委員長

ただいま宮本委員から資料要求があったが、執行部では資料の提出ができるか。

情報政策課長

提出できる。

佐藤雅裕委員長

それでは、お諮りする。

ただいまの資料について委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤雅裕委員長

異議ないと認め、明日までに15部の提出を求める。

長尾トモ子委員

令和2年度から土地・水調整課を復興・総合計画課に統合するとのことだが、土地・水調整課は猪苗代湖の水の調整や県内の河川などの水に関する業務を担ってきた。それが復興・総合計画課に統合されると水に対する意識が薄れてしまうのではないかと思うが、復興・総合計画課に統合した趣旨と今後の猪苗代湖などの水に対する施策をどうしていくのか聞く。

佐藤雅裕委員長

長尾委員に述べる。

ただいまは議案に関する質疑を行っているため、それ以外は一般的事項の際に質問願う。

亀岡義尚委員

企画8ページ、全国市町村長サミット2020 in 福島の予算が計上してある。これはどういった目的で開催するのか。また、本県で開催する意味、いつ、どこで、どんなことをするのか。

地域振興課長

全国市町村長サミットは、総務省で実施している事業で全国から多くの市町村長が参加し、地域の活性化の一層の進展、普及を図るためのものであり、総務省と開催県との共催になる。

来年度で開催に当たっては総務省からの打診があり、震災から10年を迎える本県がこのサミットを開催することで本県を見てもらうことに意義がある。また、費用負担については会場の確保等に関する一部は開催県で負担することになっているため予算を計上している。

亀岡義尚委員

震災から10年目を迎える本県の姿を見てもらうことは承知したが、いつ、どこで開催するのか。サミットにはその時々々のメッセージを伝える役割もあると思うため、何を期待すればよいのか。

地域振興課長

詳細については現在も総務省と協議、調整している。想定としては、東京オリンピック終了後の秋口をイメージしている。また、開催会場についても調整中であるが、県としてはJヴィレッジなども候補としている。

サミットでは地域づくりについての基調講演や分科会等を行って、いろいろな議論をしてもらいながら、福島の今という部分でエクスカッションなども準備して開催できればと考えている。

山口信雄委員

企画18ページのスポーツふくしまライジングプロジェクトについて聞く。

来年度、全国に通用するジュニアの選手を育てるとのことだが、どのような競技で、何件ぐらい、どういったサポートをするのか。

スポーツ課長

一般競技強化合宿支援事業として国体競技の41競技団体に対して強化を図ってもらうための支援事業である。この事業は本県の競技力向上を進めるため、国体でもう少し強化を進めれば優勝圏内に届く競技を国体の前後でその活躍状況に分けて指定し、強化を図っている。

また、ターゲット競技発掘事業としてラグビー、トランポリン、ビーチバレー、クロスカントリー、銃剣道の5競技を指定してサポートするとともに裾野の拡大も図っている。

さらに、ジュニア強化指定事業として競技の拠点になる中学校8校、高校16校、11クラブの指定を想定している。

山口信雄委員

既に選定されている団体、学校の指定はいつ頃から始まって、どのように決めたのか。

スポーツ課長

昨年度から指定している。インターハイや国体などの競技力の状況に応じて、競技団体からどこの学校を拠点にしたいのか要望があり、それを体育協会で選定して決めている。

山口信雄委員

昨年度からとのことなので、結果までは難しいかもしれないが、説明できる範囲で結果について説明願う。

スポーツ課長

陸上競技では学法石川高校の駅伝競技、サッカーでは尚志高校、自転車競技では学法石川高校、バドミントン競技ではふたば未来中学校及び高校、柔道では田村高校が全国的に活躍しており、これらの部活動を指定している。

(3月13日(金) 企画調整部)

長尾トモ子委員

猪苗代湖の面積に応じて郡山市、会津若松市、猪苗代町に補助金が交付されていたと思うが、その交付金は土地・水調整課を通して交付していたのか。それとも国から直接交付されていたのか。

土地・水調整課長

猪苗代湖の環境保全等に係る郡山市、猪苗代町、会津若松市への補助金については結論から述べると企画調整部からは交付していない。

平成8年前後はまだ猪苗代湖の市町村境界が定まっていなかったと思うが、猪苗代湖の市町村境界を定めることによって、面積が確定すれば当該団体の地方交付税が増加になるとの背景があった。このため2市1町でどのような境界線にするか協議し、境界が確定した経緯がある。それによって地方交付税の基準財政需要額が増加したため各団体に一般財源として措置されるところであったが、猪苗代湖は2市1町はもとより本県全体の共通の財産との認識から2市1町で協議会を立ち上げ、その協議会から2市1町に補助金が交付されていると認識している。

長尾トモ子委員

地球温暖化によって猪苗代湖の保水量も変わってきていると思うが、保水量が少ないと光合成の関係で水草が繁茂しやすといった問題がある。

そこで、県は猪苗代湖の水を使用している東京電力と水環境保全について話し合いをしているのか。

土地・水調整課長

猪苗代湖は酸性度の強い湖で平成14～17年まで水質日本一になるほどきれいな湖であった。その後、猪苗代湖に流れてくる川の水質の問題や中性化により植物プランクトンが繁殖したため、それを餌にする動物プランクトンが殖え、どんどん水質が悪くなっていった。そこで、水・大気環境課が福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例に基づいて猪苗代湖の水質改善に取り組んでいる。

次に、保水量については地球温暖化などの環境変化により変わることはあり得る。猪苗代湖の水は、水力発電、かんがい用水、飲料水などに適切に使われていると思うが、水利権に関しては土木部の河川サイドで管理しており、維持水量等も土木部の河川サイドで関係機関と協議している。

長尾トモ子委員

それは分かっている。部局横断で連携していると思うが、土地・水調整課との名称の下に取り組むのであれば、猪苗代湖の水環境保全にどういった意識で取り組んでいるのか確認している。

また、水循環基本法が制定されたため土地・水調整課が中心になって関係団体等と連携して福島県各地方流域水循環計画を平成30年に策定したと思うが、台風第19号のように大きな水害が発生しており、土木部だけではなく、土地・水調整課も水を管理しているため、どういった問題意識を持って福島県各地方流域水循環計画を策定したのか。

土地・水調整課長

水循環基本法が平成26年に制定され、任意ではあるが各都道府県で流域ごとの水循環計画を策定するように示された。

本県の場合は、阿武隈川のように南北に流れる流域もあれば、阿武隈山系から流れて流域が短い河川もあるため浜通り、中通り、会津と3つの地方ごとに流域計画を30年2月に策定した。

水循環基本法は健全な水循環を主眼に置いた法律であるが、健全な水循環とは豊かな水辺環境の維持保全はもとより、防災的な観点も含まれているため国、市町村、事業者、水環境活動団体と連携を強化し、来年度以降も復興・総合計画課が事務局となって進めていく。

長尾トモ子委員

水を制するものとはよく言うが、それほど水は大事なものである。今まで土地・水調整課として特化していたが、令和2年度からは復興・総合計画課に統合されると聞いている。そうなれば水のイメージが薄れてしまうが、復興・総合計画課として水をどのように考えていくのか。統合の経緯と併せて聞く。

企画調整課長

組織改正の趣旨及び経緯について説明する。

猪苗代湖の水環境については、長尾委員に尽力してもらっているところであるが、先ほどの議論のように土木部、生活環境部、市町村など様々なところと連携して県全体の財産である猪苗代湖の環境を守っていかねばならないと受け止めている。

その上で土地・水調整課では水管理計画である水プラン、国土利用計画などの計画を策定している一方で復興・総合計画課では次期ふくしま創生総合戦略を検討している。そういった中において、国土利用計画は総合計画の策定に合わせて同じ審議会に諮問して審議している。そういった状況から両課を統合することによって、総合計画における自然環境の保全、防災、減災などの政策分野と土地・水調整業務の連携を進めていくため、組織を改編するものである。

また、委員指摘の水のイメージについては、猪苗代湖の環境改善、流域協議会の事務局などは変わらず復興・総合計画課において部局横断で引き続き担ってきたい。

長尾トモ子委員

これは大きな問題だと思う。相当の思いがあって今まで別々だったものを一つに統合すると思うため、その点について部長に聞く。

企画調整部長

長尾委員から水を制するものという話があった。私が30歳のときに郡山市の助役から川を眺めながらこれからの郡山市と水について教えてもらったことがあり、水は本当に大事なものだと思っている。

県としても水は重要と考え、水の位置づけを上げるため平成14年度の組織改正で企画調整課から土地・水調整課に独立させた。そのときの担当が私であるが、別の課にしてみると水だけに特化してしまって、防災、減災、地域づくりといった部分が少し薄れてしまった反省点があり、水の位置づけをもっと上げるため組織改正をしたいと考えている。

本会議ではSDGsに関する質問があったが、これも大事な視点だと思っており、それを具現化する一環として今回の組織改正を位置づけている。

宮本しづえ委員

昨日、1審地裁いわき支部判決の避難者訴訟の2審判決があった。1審判決でも追加賠償の判決であったが、2審ではさらにそれを上回る追加賠償の判決であった。高裁で追加賠償の判決が出たのは初めてではないかと思う。

これから2審の判決が続いていくと思うが、今回の判決を踏まえて県としてはどのような所感を持っているのか。

原子力損害対策課長

昨日、委員指摘のとおり高裁の判決が初めて出た。まだ1審判決も含めて30件ぐらい提起されており、確定したわけではないため引き続き判決の動向を注視していく。

また、指針の見直しについては審査会に対して現状をしっかりと把握して見直すように述べてきたところであり、今後も高裁判決を踏まえて指針の見直しを強く求めていく。

宮本しづえ委員

この間の判決の特徴として東京電力の責任は認めている。国の責任については認めるものもあれば、そうでないものもある。でも、東京電力の責任については明確に瑕疵があったことを認めている。そういった状況であるが、当事者の東京電力の賠償の姿勢は非常に悪いと思う。

そこで、東京電力の賠償の姿勢を踏まえて、福島県原子力損害対策協議会「全体会議」を開催して、国と東京電力にどのように賠償を求めていくのか意思統一する必要があると思うが、全体会議を最後に開催したのはいつか。

原子力損害対策課長

平成28年12月に農業賠償が大詰めを迎えた段階で県として国及び東京電力に意見を述べているので、28年12月が最後だと記憶している。

宮本しづえ委員

そのときに農業賠償一括3年との方法が提示された。それからもう3年が過ぎているが、まだその後の支払い方法について東京電力は提示していない。

農業賠償にかかわらず、営業損害賠償についても東京電力の姿勢が極めて悪いので全体会議でしっかり述べていかねばならない。これはただ全体会議を開催することではなく、国、東京電力に来てもらって県民が抱えている窮状をしっかりと伝えていくことの社会的な意義は非常に大きい。

福島県原子力損害対策協議会の役員が東京電力や国に繰り返し要請しているが、3年たってもほとんど状況は変わっていない。そのため全体会議を開催することによって社会全体に訴えていく行動が重要ではないか。知事が要請すればよいことではなく、みんなでこの問題に意思表示する場をつくることの意味をどう捉えているのか。その意味を軽く見ている気がする。全体会議の社会的な影響は非常に大きくインパクトがあると思うため、ぜひ全体会議を考えるべきだと思うが、どうか。原子力損害対策担当理事に聞く。

原子力損害対策担当理事

昨日の判決を含めて状況はいろいろ変わってきている。復興は一定程度目に見える形で進んでいると思うが、賠償に関しては完全賠償と早期賠償の両面があるためまだ必要だと思っている。

その中で高裁の判決はまだ確定していないが、約30ある訴訟のうちようやく昨日、高裁の判決が出た。我々としてはそういうものをしっかり見ながら国、審査会等にしっかり現状を見るように求めていく。全体会議については、その状況を踏まえて適時適切に対応していきたい。

宮本しづえ委員

これは政治判断すべきである。私は本会議でも質問したが、知事が会長なのでこういった意見があったことを伝えてもらいたい。

避難先から戻ってきたものの客がないためまた避難先に戻ったとか、客がないため営業が成り立たず自ら命を絶った人がいるとか、まさに命に関わるような状況が県内で生まれているのでぜひ検討願う。

また、今年1月までの県内の震災関連自殺者が合わせて116人になっている。これは、岩手県の54人、宮城県の57人とを合わせても本県のほうが2人多い。

これにはいろいろな事情があると思うが、先日「クローズアップ現代」で避難地域の皆さんがどういった思いでいるのか、どんな不安や悩みを抱えているのか放送されていた。そこで、精神科医からは20、30代の比較的若い世代の人たちが将来について不安を抱いており、ある女性は「本当に結婚できるのか」、「本当に子供を授かることができるのか」など人間として原点のような不安を抱えており、その不安は時間がたつにつれてむしろ増えていた。精神科医は、あの年代で鬱的な傾向がある人の割合が全国平均よりかなり高いと指摘している。避難者アンケートからもそういった数字が現れている。一人一人の抱えている状況が違うため、住まいだけの問題ではなく、そういった課題も含めてしっかりとした支援体制を取らなければ自殺者は減らない。

本県の震災関連自殺者数は2019年が12人、2018年が4人、2017年が12人で大体2桁で推移しているが、ほかの県は1桁の年が多い。それだけ本県が特殊な事情を抱えて復興の中で苦しんでいるため、避難地域復興局も原子力損害賠償担当もしっかり避難者を支援すべきだと思う。

自治体もだんだん元の状態に戻る流れが強まってきており、避難自治体ごとに医療介護の減免は継続されているものの、各種税や保険料等の減免はばらつきが出てきている。この現状を把握しているのであれば資料の提出を願う。

避難地域復興課長

避難自治体の税の減免については総務部市町村財政課が主たる担当で把握している。

宮本しづえ委員

それは分かっている。避難地域をどう復興させるのか、担当課としてその状況を把握して必要に応じたアドバイスや財

政的な支援を検討する必要があるため、そこはぜひ把握願う。これは要望である。

福島県再生可能エネルギー推進ビジョンに住宅用太陽光発電の目標が具体的に記載されておらず、なぜ記載していないのかと思ったが、総合計画に住宅用太陽光発電の補助件数年間6,000件との目標があったものの、実績は3,000件ぐらいなので半分である。

そこで、今の到達をどう捉えて、これからどのように推進していくのか。また、再エネの推進に当たっては明確な目標を設定すべきと思うが、どうか。

エネルギー課長

住宅用太陽光発電については、固定価格買取制度が始まった当初が補助金のピークで約6,000件の実績があったが、最近では約3,000件である。

この分析については、まず固定価格買取制度の買取り価格が若干下がっており、消費者が消極的になっている要素がある。また、住宅着工件数は震災後にピークの時期があったが、住宅着工件数も減ってきているため太陽光発電を載せられる屋根も減ってきている。

総合計画では当初6,000件がピークで現在はそこにたどり着いていないが、我々としては固定価格買取制度の買取りに加え、今後は防災等のメリットも打ち出しながら推進していく必要があると思っている。

来年度は福島県再生可能エネルギー推進ビジョンの改定を予定しているため、有識者等の意見を聞きながら、幅広い形で検討を進め、次期計画に盛り込んで推進していきたい。

宮本しづえ委員

住宅用の太陽光発電を毎年6,000件ずつ増やしたとしても住宅総戸数が60万戸あると考えると100年かかることになるため、目標の設定の仕方も含めて検討すべきではないか。

今の福島県再生可能エネルギー推進ビジョンであれば大規模な太陽光発電も含めて2020年度の目標は2,710MW、2021年度の目標が2,800MWとなっている。福島イノベーション・コースト構想であれば小規模の太陽光発電の分野こそ積極的な研究開発をするべきである。

県民が参加して本県の復興に向かって進んでいくことがまさに県民参加の復興の在り方だと思つため、そういった分野での技術革新は大いに進め、目標も積極的に設定してもらいたい。

また、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンの風力発電の目標は2020年度は230MW、2021年度は427MWで約197MW増えているが、これはどこで増える予定なのか。

エネルギー課長

今後の風力発電の導入見通しについては、県で進めている共用送電線の整備事業に合わせた風力発電の導入が計画されており、共用送電線の事業につながる風力発電によって一定程度の導入が予定されている。

宮本しづえ委員

2021年度に供用開始となる風力発電の事業者一覧の資料の提出を願う。

佐藤雅裕委員長

ただいま宮本委員から資料要求があったが、執行部では資料の提出ができるか。

エネルギー課長

県で進めている共用送電線に接続する事業者の一覧については提供できる。

佐藤雅裕委員長

それでは、お諮りする。

ただいまの資料について委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤雅裕委員長

異議ないと認め、3月16日までに15部の提出を求める。

佐久間俊男委員

昨年6月定例会にJヴィレッジの全天候型屋内練習場を多目的に活用するため補正予算の提出があったが、現在の進捗状況はどうなっているのか。

エネルギー課長

全天候型練習場については、スポーツ練習場以外に多様な使い方ができるように消防法等に適合する改修工事を行っている。

現状としては6月補正後に設計施工一括発注し、設計して工事を大体1～2月に集中して行って、間もなく完成検査という状況である。

工事の期間は事業者とよく調整して、部分開放など柔軟に対応し、なるべく利用が減らないように改修工事を進めてきた。

佐久間俊男委員

全天候型練習場は福島県民が待ち望んでいた施設であり、集客するためにJヴィレッジ駅も新設した。さらには、新聞報道等によるといわきFCのホームタウンにもなったと記憶している。これからスポーツやコンサートなどの集客に向けてイベント等が開催されると思うが、いわきFCのJヴィレッジ活用についてどのように考えているのか。

地域政策課長

Jリーグの競技場についての質問かと思うが、Jリーグはクラブがホームタウンと契約的なものを結んでJリーグに申請をすることになっている。

いわきFCについてはいわき市がホームタウンとなっているが、先日のJリーグ100年構想の申請に当たっては、ホームタウンを双葉郡に広げて申請したと聞いている。

そうした中で来年度のJFLの試合は、いわき市で10試合、Jヴィレッジで5試合を行うことになっている。いわきFCとしては双葉郡も含めた浜通り地域を活性化させたいとの思いがあると聞いている。

今後、ステージが上がっていく際にどのような施設の整備を行うかについては、Jリーグのルールではクラブとホームタウンがよく話し合った上で決めることになっているため、いわきFCといわき市がどのように考えるかだと思っている。

佐久間俊男委員

本県は新型コロナウイルスの関係も含めて課題が山積みしているが、こういったときにこそスポーツの機運を高めて、県民のスポーツに向かう姿勢をサポートできる施設にするよう願う。

今朝の新聞に聖火ランナーの報道があった。社会情勢は新型コロナウイルス拡大を予防するためにいろいろな対策が検討されている。その一つとして聖火ランナーが走る際は無観客にするという検討があるが、本来であれば沿道にたくさんの方が聖火ランナーを迎える予定だった。

そこで、聖火リレーが近づいているが、県民のオリンピックに対する機運を高めるためにどのような取組を検討しているのか。

オリンピック・パラリンピック推進室長

聖火リレーにおける新型コロナウイルス感染症への取組については、今月4日に組織委員会から聖火リレー実施における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方が示され、聖火リレーは適切かつ必要な対応を取りながら実施するとされた。

聖火リレーについては、グランドスタートであったり、毎日の聖火の到着を祝うセレブレーション、沿道での応援と多くの方々の来場が予想されているため、我々としても組織委員会とともに来場者の安全・安心を最優先に対応していく必要があると考えている。

各都道府県の聖火リレーの実施形態については、組織委員会からリレーを実施する各都道府県の感染状況等を踏まえて

検討するとされている。県としては今回示された組織委員会の基本的な考え方を踏まえ、聖火リレーさらには7月の野球・ソフトボールの実施に向けて、国、組織委員会等の関係各所と緊密に連携しながらしっかり準備を進めていきたい。

長尾トモ子委員

地域おこし協力隊に1億円以上の予算を計上しているが、人数はどのくらいいるのか。また、どういった役割を果たしているのか。

協力隊として地域に根づくためには定住・二地域居住まで考える必要があるのではないかと。協力隊を3年で終えたらさようならではなく、最後はそこに住んでもらい、多くの方を呼んでもらうことが、人口減少、過疎対策では大きな牽引力になっていくと思うため、その辺の考え方と取組状況について聞く。

地域振興課長

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した方に対し、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱している。

県設置、市町村設置とあるが、今年の1月1日現在の県内の設置状況は41市町村等、合計143名が従事している。

取組の内容については、設置している自治体のミッションに応じて対応しているが、例えば地域ブランド、地場産品の開発PR、または地元の農林水産業に関連する事業が主なところである。

地域おこし協力隊の任期は長くて3年となっており、委員指摘の任期後の定住の状況については、本県及び全国的にもほぼ定住率が約6割となっている。この点はいろいろな状況分析をしているが、制度を所管している総務省が任期1年以上を母数として集計しているため、任期途中で退任した方も含めての定住率となっている。このため3年満了した方の定住率であればもっと上がる。そういったことから地域おこし協力隊の活動の期間中から定住に向けての支援もしていきたい。

長尾トモ子委員

過疎地域にはたくさん宝物があるにもかかわらず、そこに住んでいる人は意外と気がつかないのが現状だと思う。よその人の目線で見ることによって、その地域のすばらしさを発見できると思うため、そのすばらしさを発見して過疎地域も輝くようにしてもらいたい。

宮本しづえ委員

福島復興再生特別措置法の見直しが今度の通常国会に恐らく提出されると思う。今までの福島復興再生特別措置法は人的な支援が非常に弱かったと思うので、福島復興再生特別措置法の見直しに合わせてそこをどうしていくのか。どちらかというと福島復興再生特別措置法はハード的な面を中心にしており、子ども被災者支援法が人的な支援をするとの変なすみ分けができてしまっていた。また、子ども被災者支援法が議員立法だったこともあってうまく機能していなかった気もする。

この福島復興再生特別措置法の見直しは、一番大事な支援のところなので県としても被災者、避難者の支援継続と強化を国に求めていくべきだと思う。県の福島復興再生特別措置法に対する要望が少し弱い気がするため、ここはしっかり取り組んでもらいたいと思うが、どうか。

企画調整課長

福島復興再生特別措置法のみならず例えば復興庁の10年延長などを含めた復興庁設置法、特別会計の継続を規定する特別会計法などの法改正が3月3日に閣議決定され、これから国会で審議されていく。我々としては早期の成立を国に求めていきたい。

今回の福島復興再生特別措置法の改正案では、例えば営農再開の加速化や風評対策、福島イノベーション・コースト構想の推進など我々が政府に求めてきたものが盛り込まれていると受け止めている。また、福島復興再生特別措置法においても避難者の生活安定を図るための措置や教育、福祉の必要な規定などは設けられている。こういった規定に基づいて様々な支援策が講じられているが、2021年からの復興・創生期間後についても必要な事業予算などはその都度求めていきたい。

い。

宮本しづえ委員

福島復興再生特別措置法では人的な支援の部分が弱い印象があるので国にしっかり求めてもらいたい。

次に、新型コロナウイルス対策との関係で災害援護資金の返還金を原資として国に戻すとの予算が計上されている。また、これだけ経済活動に影響が出ているので、国から1人当たり20万円を貸付ける制度がスタートする。

どちらも社会福祉協議会の受付になると思うが、まだ災害援護資金の返還が終わっていない人もいると思う。そういった人でも今回の新型コロナウイルス対策では貸付けを受けたい人が出てくると思うので、県としてはそのときに対応できるような対策を講じるべきだと思うが、どうか。

社会福祉課が担当になるかもしれないが、社会福祉課との連携を強めて貸付けを受けられないことのないよう取り計らい願う。

企画調整課長

新型コロナウイルス対策については、企画調整部が政府に対応を求める窓口になっている。政府においては10日に緊急対応策として第2弾の対策が打ち出された。今後、経済活動に影響が出てくるため経済対策も予定されていると聞いている。我々としては、政府、特に総務省とのホットラインとして政策監が窓口になり政府に要望を強く訴えている。今後の経済対策や社会援護など各部局と連携を図りながら適切に対応していきたい。

山口信雄委員

福島水素エネルギー研究フィールドについて聞く。

ここで作った水素は、あづま運動公園やJヴィレッジで使用すると聞いているが、世界最大級の製造能力に対して需要はどのくらいあるのか。

エネルギー課長

浪江町に開設された福島エネルギー研究フィールドは、直接的には国の実証事業という位置づけで商工労働部が所管しており、製造量は約1,200Nm³になる。この水素は再エネ由来で作られ、ためて、運ぶ一連の実証が展開される。現時点で調整が進められている具体的な使用先については、Jヴィレッジ、あづま運動公園、オリンピックの聖火が主なものである。

資源エネルギー庁やNEDOなどの関係機関と定期的に会合を持って使い方についても検討しているため、明らかになった段階で順次公表されることになると思う。

さらに、来年度から新エネ社会構想の改定作業が本格化するため、その中でも活用についてしっかり検討を深めてどういったことができるのか打ち出していきたい。

山口信雄委員

質問に答えていない部分があるため再度説明願う。

生産能力に対して現状ではどのくらい使用する予定なのか。正確な数字でなくてもよいので、どのくらいのイメージを持っているのか。

エネルギー課長

今把握しているのは、水素でイメージがつきにくいかもしれないが、1日稼働した場合の水素製造量の想定では、大体150世帯の1か月分の電力に相当する。また、水素燃料電池車であれば560台である。

これはあくまで1日のスペックであり、これが年間を通して毎日生産できるかはまさに実証の中身なので我々も承知していない。これから試験実証が始まり段階で7月に本格実証になるため、その間にいろいろな活用方策も含めて関係機関等と検討を進める。

山口信雄委員

本県の立場からすると国とともに水素の先進的なデータを取ることが最優先とのことだが、県として需要を喚起するよ

うな取組は何かあるか。

エネルギー課長

県有施設で水素燃料電池をPRする事業を予算に計上しているが、7月の本格稼働に合わせてオリンピックで水素が注目を集めるので、PRの仕方等についても検討していきたい。この状況をしっかり踏まえることが大事だと思っている。

山口信雄委員

確認する。7月から本格稼働することだが、生産能力に対してどのぐらいのニーズがあるかということは、本格稼働しないと分からないとのことではいか。

エネルギー課長

本格稼働以降の水素製造量が日々どのくらいになるかはこれからであるため、様々なパターンを想定しながら検討していきたい。

矢吹貢一委員

県立高校改革について聞く。

今回、我が党の代表質問で県立高等学校改革と連携しての地域課題の解決に取り組むべきだとの質問に副知事から答弁があった。

答弁を要約すると「部局横断的に課題の共有を進め、少子高齢化対策や地域振興などの施策と幅広い連携を図り、それぞれの地域の実情に合わせた課題解決に取り組んでいく」とのことであったが、どのように進めていくのか聞く。

企画調整課長

委員指摘のように県立高校改革の背景には少子化や人口減少があるが、何より子供たちの教育のことを考えていかなければならない。その一方で県立高校改革が地域に与える影響は大きいので地域の声を丁寧に聞いて進めていくことが大事だと考えている。

商工労働部、農林水産部などそれぞれの観点があるが、部局間の連携の中心になるのは企画調整部だと考えているため、企画推進室の枠組みや県内7方部の地方振興局と連携及び情報共有を図りながら各地域の実情に合わせた課題解決を図って進めていきたい。

矢吹貢一委員

子供たちの教育をよくしたいことに異を唱える方はいないが、極論の部分になってくると様々な意見がある。

例えば、統廃合によって遠距離通学になるため通学をどうするのか、統廃合した空き校舎はどのように活用するのか、学校がなくなることによってさらに過疎が進むため地域振興を図ってほしいなど様々な声が寄せられている。

今回、教育行政だけでは手に負えない部分に来ており、部局横断で対応することは大変ありがたいが、なかなか難しいだろうと思っている。特に地域振興はお仕着せでこれでどうかというのではなく、やはり下から上がってきた地域振興でなければ地に足のついたものにならない。そういった意味ではじっくりと地域の住民との会話が必要と思うが、地域の皆さんの意向はどのように吸い上げていこうと考えているのか。

企画調整課長

現在、教育委員会が開催している地域別の懇談会では、通学の問題、新しい学びの展開、地域のフィールドワークなどについてかなり密にコミュニケーションしている。教育委員会だけに任せるのではなく、副知事からの答弁にあったとおり部局間で情報を共有し、地域の声を丁寧に聞きながら先ほどのような形で連携を深めていきたい。

矢吹貢一委員

まさに待ったなしの改革だと思う。今回、県全体で県立高校改革に取り組むとの大変前向きな答弁だったため我々も期待しているので、企画調整部がしっかりとリーダーシップをとってもらいたい。

今回、全ての委員会で同じ質問をしたところ担当部長からは「しっかりやっています」、「これはまだ指示も出ていないので、何をやる、これをやるというものはないが、指示が出ればしっかり頑張っていきます」との答弁があったと報告

を受けている。この県立高校改革は何としても進めなければならない待ったなしの改革であるため今後の対応をよろしく願う。

企画調整部長

本会議の代表質問で渡辺義信議員から県立高校改革についての質問があり、今議会の質問で一番難しい答弁であった。

県立高校改革については、一昨年の2月定例会からずっと議論されており、議場で答弁を聞いていて、どうも質問と答弁がかみ合っていないと執行部の一人として感じていた。教育委員会は子供の将来を思って、よい教育環境を整備していきたいとの思いで答弁している一方で、議員からは地元から過疎対策、空き校舎の利活用、遠距離通学などに関する質問でどうしてもかみ合わなかったところがある。

そういった中で副知事から県立高校改革について企画調整部としてどう考えるのか問われたときにはかなり時間がかかったが、私としては一番目立つ県立高校改革が議論になっているだけで、県立高校改革が地域の衰退につながるとは考えなかった。私は、人口減少、地域活力の低下の一番の要因は産業だと思っている。地域づくりの全ての根幹は産業であるため、そこをしっかりとすることが一番大事なことだと思う。本会議の総合計画、福島イノベーション・コースト構想に関する質問の際には、知事から「産業政策に重点を置いて」、「これまで積み重ねてきた成果をしっかりとビジネスにつなげていく」といった文言を入れて答弁している。

昨日の部長説明でも同じ言葉を使っている。それは、令和22年度に150万人程度の人口を目標にしているが、産業政策を進めていかないと人口が143万人になり、さらに60年後の人口は100万人を切ってしまうため、しっかり進めていきたい。

その根拠は平成2年にバブル崩壊があった。その後、失われた10、20年というものを経験し、明るい兆しが出てきた20年にリーマンショックがあった。そして、一生懸命リーマンショックの対策をしているうちに23年に東日本大震災があった。やはり経済をしっかりさせないと地域づくりは崩壊してしまうため、県として総合計画、総合戦略などの経済政策を進めなければいけない。

地域課題に当たっては、委員指摘のとおり上からでは駄目であり、地域から丁寧に意見を聴かなければいけない。その仕組みとして各部局横断の頭脳集団である企画推進室があるため、そこで本庁サイドとして受け止めていく。また、各地方振興局できめ細かにニーズを把握し、企画調整部が受皿として対応する。

宮本しづえ委員

まず高校統廃合があって、実行計画が出てきたのでそれを実現させるためにどういった対策が必要なのか、ということなので部長の問題の立て方が違う。

今、本県で一番優先して取り組まなければいけないのは、どのように人口減少に歯止めをかけ、地域を活性化させるのかである。それに県立高校改革がつながるのであれば、何としてもやり遂げなければいけない課題と言えるかもしれない。

しかし、それによって人口減少がもっと加速するのではないかと心配しているが、人口を増やす政策は見えてこない。歯止めをかけようとしているときにその逆の懸念があるものをなぜ推進するのか。そこに政策的な矛盾があるため、あの手この手でいろいろな対策をしても本県が抱える一番の問題に明確な対策が打ち出されていない。

今、部長は産業政策だと言ったが、産業を担うのは誰か。それは県民である。県民がどこでも安心して住めるような地域になることが何よりも大事である。そのためには産業の担い手を育成することである。

高校がなくなったらそこに住めなくなるかもしれない。子育てができなければそこには住めない。そういった問題が起きているときになぜ高校を統合するようなことをしなければいけないのか。

地域創生の向かうべき方向が誤った方向に向かっていると思うためそのことを指摘しておく。

佐藤雅裕委員長

様々な見方があるため、今後進める中で様々な評価は出てくるものだと思う。今、議論があったように人口減少は何としても抑えよとの観点で一丸になって取り組んでいかなければいけない課題である。今後、様々な議論の場があると思うため、そういったところも含めて取り組んでもらいたい。

亀岡義尚委員

震災から9年たち、10年目に入る。震災当時いろいろな人がNPOを立ち上げて、行政の隙間をNPOが活動している。今も議論にあったように社会課題は今の時代もこれから先の時代もある。

震災直後、いろいろなNPOが立ち上がったと記憶しているが、使命を終えたNPO、これから立ち上がるNPOなど、これまでの状況とこれからのNPO支援について聞く。

文化振興課長

震災以降、NPOを立ち上げるケースが多く、認証数が一番多かったのが平成24年度で90団体、直近では30年度の26団体となっている。現在の認証数としては令和2年2月末現在で923団体となっている。本県は全国的に見てもNPOの数は多く、全国でも上位である。全国的には27、28年頃から微減になっているが、本県は横ばいである。

NPOの活動については復興支援に向けてとても役立っていると認識しており、その方たちが復興の支援に長く携わることがとても重要だと思っている。NPOの活動ではいろいろな課題があるため相談窓口を設置して相談に応じている。その中でも大きな課題が資金の確保である。そのため資金の確保に関する講座を開催してNPOに優良事例などを紹介したり、情報交換会を開催したりしている。また、30年度から税理士による相談窓口を設けて支援しており、今後もNPOが復興支援に長く携われるように取り組んでいきたい。

亀岡義尚委員

資金の確保が問題とのことであるが、全て行政請負のNPOではなく、企業から資金を集めて初期の目的を達成することがNPOの本筋だと思う。

923団体のNPOがあるとのことだが、県には年1回、収支などの書類を提出すると聞いている。その923団体全てが活動しているのか、それとも休眠しているNPOもあるのか。その状況について聞く。

文化振興課長

NPO法に基づいて毎年度、事業終了後、事業活動状況を所轄庁である県に申請することになっており、期限内に提出がなかった場合には督促している。また、NPOは存続しているものの資金の動きがない、もしくは活動していないとして提出してくる団体も数十件ある。

その中でどうしても事業報告を提出できず、法律に基づいて過料通知をしたのは数件で、3年間継続して提出がなければ取消しできる。今年度は、団体から活動していないため取り消しても構わないとの申出により取り消した団体が2つある。

亀岡義尚委員

震災直後は復興をキーワードにいろいろなNPOが立ち上がったが、今はどんな課題があってNPOが立ち上がっているのか。行政の至らない部分を補完する活動が多いのか。大体でよいのでNPOの活動状況等について聞く。

文化振興課長

活動分野で見ると複数の分野を掛け持ちしている団体が多い。割合としては保健、医療、福祉分野が6割強、まちづくり分野が6割強、社会教育分野が5割強となっているためその分野が課題になっていると思われる。

亀岡義尚委員

NPOは17分野に分かれていたと思うが、今後の課題とするため分野ごとの状況が分かる資料の提出を願う。

佐藤雅裕委員長

ただいま亀岡委員から資料要求があったが、執行部では資料の提出ができるか。

文化振興課長

提供できる。

佐藤雅裕委員長

それでは、お諮りする。

ただいまの資料について委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤雅裕委員長

異議ないと認め、3月16日までに15部の提出を求める。

三瓶正栄委員

再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランについては1、2期と1年前倒しで達成してきたと聞いているが、これまでの成果と課題について聞く。

エネルギー課長

再生可能エネルギーの導入については、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンとアクションプラン1～3期とプロジェクトを組んでしっかり事業を推進している。

アクションプランの評価については2040年までに一次エネルギーの供給量100%を目指しているが、それに対して31.8%でおおむね計画どおり進んでいる。

今後の見通しについては推進ビジョンの2020年度の目標が40.2%、アクションプランの2021年度の目標が42%であり、おおむね2020、2021年度の間目標については阿武隈地域等における太陽光発電等の導入により計画どおり達成できると見込んでいる。

日本全国についても言えることだが、固定価格買取制度が再生可能エネルギー導入推進の一番のきっかけになった制度である。今、その制度が見直しの時期に来ており、先ほどの送電線をはじめとする導入や自家消費といった視点も含めて進めていきたい。また、風力発電の大量導入との話だけではなく、住宅用太陽光、小水力、バイオマスといった地域のエネルギーを生かして地域に還元し、地域を活性化させる動きを同時並行で支援していきたい。

今後、固定価格買取制度の状況を見極めながら推進ビジョンに掲げる目標に近づけていくことが大事だと思う。

なお、もう1つの視点として水素の話もあったが、再エネ由来の県産水素の普及、活用も進めながら本県の復興に向けてしっかり取り組んでいきたい。

三瓶正栄委員

昨日に引き続き水素に関連する質問をする。

燃料電池バスについては県から5,000万円の補助があると聞いているが、燃料電池バスを購入したところはあるのか。

エネルギー課長

水素については水素ステーションや燃料電池自動車の導入支援などに取り組んできた。

委員指摘の水素の燃料電池バスについては、東北で初めて今年4月から新常磐交通のいわき～小名浜線の路線バスで導入される。予定されていたお披露目式等は新型コロナウイルスの影響で中止になったが、4月からいわき市民をはじめ多くの人が利用できる。

補助金の概要について説明すると、水素燃料電池バスの値段が大体1億円で国からの補助が5,000万円、県からの補助が3,000万円なので実質の負担が2,000万円となり、通常のディーゼルバスと同じくらいの値段設定となる。

今年度は県で3,000万円を補助し、定員は78人の水素燃料電池バスが4月1日以降運行されるため我々も楽しみにしている。

三瓶正栄委員

昨日からCO₂ゼロについて議論になっているが、新聞報道にあったように浪江町では2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をした。

CO₂の削減はこれからの県政の大きな課題の1つであり、CO₂ゼロはまさに挑戦であるため、進取果敢に見直すところは見直しながらしっかり水素社会を実現してもらいたい。

また、本会議でもSDGsについて質問したが、持続可能な社会にしていくことがこれからの大きな県政の課題だと思

うためしっかり取り組んでもらいたい。

亀岡義尚委員

最近、年を重ねてきて思うようになってきたことがある。それは、動けるうちはよいが、動けなくなったときにどうなっていくのか。面倒を見てくれる人がいるのか、これから先どうなるのか、最近よく思うようになってきた。そういう年になってきたのだと思うが、次期ふくしま創生総合戦略（案）には安心して年を重ねて、誰もが100歳まで生きられる社会に関する記述が少なく感じる。

我々の年代は不安で、もう少し年を重ねればそういった問題ももっと大きくなってくると思う。ふくしま創生総合戦略の基本的な考え方である地方創生、少子化問題どれも大事であるが、安心して年を重ねることができる記述をもう少し書き込んでよかったのではないかな。

復興・総合計画課長

次期ふくしま創生総合戦略（案）の構成のところを説明する。

これまで基本目標1の「ひと」については、結婚、出産、子育て支援という形で整理していた。そこに、これまでほかの分野の施策の1つであまり大きく取り上げていなかった（4）「誰もがいきいきと活躍できる社会環境をつくる」の①「年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず誰もが活躍できる社会の形成」を書き加えている。ここは元気な方に活躍してもらうという部分である。

また、委員指摘の高齢者にどのように対応していくのかという部分は2「健やかな暮らしを支える」の部分である。これまでまちづくりの1項目として記述していたが、今回、大項目に入れて高齢者にフレイル予防といって介護を必要としない、病気にならない対策を保健福祉部で始めているため、そういったものと連動して小さな頃から高齢になるまで一生の健康づくりを推進する。

また、今までの総合戦略には記述していなかった保健、医療、福祉の連携促進として地域包括ケアとの連携についても書き加えているためこれまでの総合戦略よりも充実させている。

佐藤義憲副委員長

私が本会議でキャッシュレスについて質問した際に会計管理者から答弁があり、出納局で検討会を重ねて各部署に声をかけているとのことだった。Society 5.0など県民の利便性も必要であるが、もう一つの視点として地方創生に寄与するためのキャッシュレス社会の実現がある。

総合戦略にいろいろ記載されている中でキャッシュレス社会が実現できれば、恐らく生産性の向上、町なかのにぎわい創出、暮らしやすいまちづくり、そういった地域をつくっていけると期待している。出納局の検討会は話し合いをしているだけで県のキャッシュレス化を推進するための旗振り役をしているわけではない。

もらった資料では、9部局で県有施設を持っていて、物産館はSuica、PASMOなど各種カードに対応しているが、まだまだ普及していない県有施設もある。

商工労働部で民間の事業者にキャッシュレスの導入を推進しても、導入を推進している県が未対応というのは、県は言っているだけで何をしているんだと民間の事業者から思われても仕方がない。

本県はキャッシュレス推進協議会にも加盟している。私の一般質問でも担当部局としては企画調整部と聞いている。キャッシュレス推進協議会における自治体の役割として、キャッシュレス化を推進するとともに地方創生も進めるとしているため、そういった観点から県有施設での旗振り役を企画調整部に求めたいと思うが、どうか。

企画調整課長

キャッシュレスと地方創生との関わりについて重要な指摘だと考えている。

副委員長指摘のとおり利便性を向上させるだけでなく、Society 5.0をはじめ様々なテクノロジーが進歩してきているため、事業者の利便性向上、さらには地方創生の観点は大事だと考えている。キャッシュレスの推進は、インバウンドによる交流人口の拡大や、生産性の向上にもつながっていくと受け止めている。

企画調整部としてはキャッシュレス推進協議会にも入っており、この推進協議会には官民様々な400近い団体が入っていて消費税増税に合わせたキャッシュレスの推進について様々な議論をしてきた。

本会議で副委員長の質問に出納局長が答弁したが、地域間競争を考えた上でもキャッシュレスの推進に取り組むことは重要だと考えている。このため推進協議会からの最新情報を協議するとともに出納局の検討会とも連携して部局横断で進めていきたい。

佐藤義憲副委員長

出納局の検討会は実務レベルに位置づけてもらい、企画調整部には県の旗振り役としての力を見せてほしいと思う。

昨日、施設予約のオンラインシステムのこともあったが、指定管理者に任せるのではなく、キャッシュレスに関しても導入してはどうかではなく、導入するべきとの積極的な姿勢で導入の促進を図ってもらいたい。これからの期待する。